

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成24年3月9日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

3月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（原田平委員、藤浦雅彦委員、木村勝彦委員、野原修委員）	
議案第18号の審査 .....	57
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、木村勝彦委員）	
散会の宣告 .....	62

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成24年3月9日（金）午前10時 開会  
午後4時37分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 野原 修 委員 藤浦雅彦  
委員 木村勝彦 委員 原田 平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 小山和重 同部次長 吉田和生  
都市計画課長 新留清志 同課参事 三輪 知広 同課参事 磯崎秀彦  
公園みどり課長 西村克己 建築課長 林 弘一  
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 渡辺勝彦  
同部参事兼道路管理課長 堀 和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司  
道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅  
水道部長 宮川茂行

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

### 1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案第18号 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件  
議案第33号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 5号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算  
議案第12号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第 2号 平成24年度摂津市水道事業会計予算  
議案第10号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件  
議案第37号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。  
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 今日は足元の悪い中、委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本会議のほうでは、代表質問も終わりましたが、いよいよ各論に入っています。どうか慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席させていただきますが、どうぞ最後までよろしくお願いします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第1号所管分、及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は、(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地内を通行することに伴い、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構から徴収する使用料と、関西電力の電柱などの占用料でございます。

目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は、大阪ガスなどの法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料では、節1、道路使用料は、道路占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

32ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は、道路幅員証明手数料でございます。

目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料並びに浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料でございます。

34ページ、目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示手数料でございます。

目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち、上から1行目の道路敷地境界明示手数料と、下から2行目の自転車・自動車駐車場の明示手数料でございます。

36ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、節1、交通対策費補助金は、千里丘三島線道路改良工事補助金、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金、節3、道路橋りょう費補助

金は、橋梁長寿命化修繕計画の策定に係る社会資本整備総合交付金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

48ページ、項3、委託金、目2、土木費委託金、節1、土木管理費委託金では、河川環境整備工事委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金、自転車等移動保管業務委託金でございます。

款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入では、節1、土地建物貸付収入のうち、下から1行目、道路交通課分は、摂津交通安全自動車協会への土地貸付収入でございます。

56ページ、款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち、上から16から23行目にかけて、電力売却収入、有線音楽放送施設に係る道路及び水路の占用料相当額支払金、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金と放置自転車対策協力金でございます。

続きまして歳出でございます。

122ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、節9、旅費、し尿処理事務などに係る普通旅費でございます。

124ページ、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして、節7、賃金はクリーンセンターの臨時職員の賃金でございます。節11、需用費は、クリーンセンターの消耗品費、光熱水費、修繕料などでございます。節13、委託料は、クリーンセンターの管理及びし尿収集に係る委託料でございます。

126ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、し

尿くみ取り世帯数の減少に伴うし尿収集業者への補償金でございます。

130ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節7、賃金は、地元農業関係者による水路の樋守、及びゲートの管理に係る賃金でございます。

節11、需用費は、農業施設の光熱水費と修繕料などでございます。節13、委託料は、河原樋ポンプ場ほか1件の管理業務委託料でございます。

節15、工事請負費は、農業水路に係る用水側溝改良工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、水路整備事業などの実施に伴う融資資金の償還金負担金、及び神安土地改良区負担金などでございます。

136ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、道路台帳の電子化を進める地理情報システム整備委託料と、土木施設の維持に係る土木維持作業業務委託料などでございます。節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、道路反射鏡定期修繕事業費などでございます。

節13、委託料は、駐車場管理委託料、放置自転車等移動委託料、自転車利用者指導委託料、及び公共施設巡回バス運行管理業務委託料でございます。節15、工事請負費は、道路反射鏡設置工事と交差点改良工事でございます。

138ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、その主なものとしまして、市内巡回バス補助金などがございます。

続きまして、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主

なものとしまして、節13、委託料は、千里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料と都市再生地籍調査業務委託料でございます。

138ページから140ページにかかけまして、目2、道路維持費では、その主なものとしまして、道路管理に係る維持管理経費のほか、節13、委託料の市内環境維持業務委託料などがございます。

節15、工事請負費は、道路維持工事の事業費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、建築基準法に基づいて中心高低部分が発生する狭隘道路の整備への助成金でございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、千里丘三島線道路改良事業や交通バリアフリー整備事業としての、歩道段差切り下げ工事などの交通安全対策工事の事業費でございます。節17、公有財産購入費は、市道千里丘三島線の土地購入費でございます。

140ページ、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、排水路施設の光熱水費と修繕料などがございます。

節13、委託料は、排水路やポンプ場などの維持管理に係る委託料でございます。

節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴う内水対策事業の建設負担金、府営まちづくり整備事業として、大阪府が実施している番田水路の樋門改修などの事業償還金負担金、及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

156ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は、水防資材の購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主なものとしまして、淀川右岸水防事務組合に対する負担金と、安威川ダムの建設に係る安威川ダム水特法第12条に基づく負担金などがございます。

以上、議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわります内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、14ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料では、節1、道路使用料は、道路占用料の増加を見込み、増額となるものでございます。

16ページ、節4、駐車場使用料は、市立自動車駐車場の利用者の減少を見込み減額となるものでございます。

18ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託料が確定したことにより、減額となるものでございます。

20ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託料が確定したことにより、減額となるものでございます。節3、交通対策費補助金は、防犯カメラ設置補助金で、防犯カメラの設置箇所数が確定したことにより、減額となるものでござい

ます。

項3、委託金、目2、土木費委託金、節1、土木管理費委託金では、河川環境整備工事委託料が確定したことにより、減額となるものでございます。

24ページ、款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち、下から2行目、道路管理課の供託還付金は、東別府2丁目の道路敷所有権移転登記請求事件に先立ち、行いました仮処分供託金の還付であり、訴訟費用取戻金は、同判決により確定しました訴訟費用でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

54ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、節11、需用費は、クリーンセンターの消耗品が年度末見込みにより、減額となるものでございます。節13、委託料は、クリーンセンターの臭気測定委託料及び樹木管理委託料などが確定したことにより、減額となるものでございます。

56ページ、節16、原材料費は、クリーンセンターの補修用材料費が年度末見込みにより、減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設に係る維持管理負担金で、年度末見込みにより、減額となるものでございます。節22、補償、補填及び賠償金は、し尿くみ取り世帯の減少に対する業者への補償で、前年で減少世帯数が確定したことにより、減額となるものでございます。

款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区への負担金で、烏飼八町水路及び烏飼水路の安全策設置工事などの金額が確定したことによる減額のほか、農地転用時の決済

金により、神安土地改良区が繰上償還したことに伴い、地盤沈下対策事業償還金負担金が、減額となるものでございます。

58ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金が、年度末見込みにより減額となるものでございます。

目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節11、需用費で、道路反射鏡定期修繕料が確定したことにより、減額となるものでございます。

60ページ、節13、委託料は、放置自転車等移動委託料などが確定したことにより、減額となるものでございます。

節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節18、備品購入費は、防犯カメラの設置箇所数が確定したことにより、減額となるものでございます。

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料、都市再生地籍調査業務委託料、現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などが確定したことにより、減額となるものでございます。

62ページ、目2、道路維持費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、街路樹剪定委託料などが確定したことにより、減額となるものでございます。節15、工事請負費は、道路維持工事の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、狹隘道路整備助成金の助成金が年度末見込みにより、減額となるものでございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、千里丘三島線道路改良事業修繕料が、工事実施まで至らなかったため、全額減額となるものでございます。節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節22、補償、補填及び賠償金は、移転補償費について金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、ポンプ場設備保守点検委託料が確定したことにより、減額となるものでございます。

70ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川ダム水特法第12条負担金の総負担額の見直しによる減額のほか、河川協会負担金、淀川右岸治水促進期成同盟負担金が確定したことにより、減額となるものでございます。

以上、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）の土木下水道部にかかわります内容の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 それでは補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、予算書の30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使

用料は、関西電力株式会社の電柱などの公園占用料でございます。

次に34ページをお開き願います。

項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料と、公園明示手数料でございます。節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等認定手数料でございます。節3、都市計画手数料は、用途地域証明など諸証明手数料でございます。

次に36ページをお願いします。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節4、都市計画費補助金は、耐震診断補助金、耐震改修補助金、及び住宅マスタープラン交付金でございます。

次に46ページをお願いします。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、その内訳としまして、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金、及び府自然環境保全条例事務取扱交付金でございます。節3、権限移譲交付金は、建築課と都市計画課分でございます。

次に48ページをお願いします。

項3、委託金、目2、土木費委託金、節2、都市計画費委託金のうち、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金、都市計画基礎調査委託金、及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

次に50ページをお願いします。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、目5、緑化基金繰入金、節1、緑化基金繰入金は、さくらづつみ事業などへの緑化基金繰入金でございます。

次に56ページをお願いします。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、



雑入、節1、雑収入は、上から11行目、都市計画課の都市計画図売却収入と建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に歳出でございますが、予算書の142ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬は、緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

次に144ページをお開き願います。

節7、賃金は、緑化推進員賃金で、節8、報償費、節9、旅費、節11、需用費、並びに節12、役務費は、事務執行にかかわる経費でございます。節13、委託料は、工事積算システム保守委託料、GISシステム保守管理委託料、緑の基本計画改定業務委託料、住宅マスタープラン作成業務委託料、及び都市計画マスタープラン策定委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料とGISシステム借上料でございます。節18、備品購入費は、庁用器具費で都市計画法第29条開発許可の権限移譲に係るOA機器の購入費でございます。

次に144ページから148ページにかけて、節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、大阪府都市計画協会負担金、大阪府都市計画街路事業促進協議会負担金、大阪中央環状モノレール建設促進会議負担金、大阪府開発指導行政協議会負担金、大阪府市町村営繕主務者会議負担金、大阪建築物震災対策推進協議会負担金、大阪市市街地再開発促進協議会負担金、大阪府景観形成誘導推進協議会負担金、及び大阪都市公園協議会負担金でございます。

節27、公課費は、公用車両の車検に伴う自動車重量税でございます。

次に目2、街路事業費、節8、報償費、節9、旅費及び節11、需用費は、都市景観事業に伴います都市景観審議会委員並びに都市景観アドバイザー委員会、及び新在家鳥飼上線道路整備事業に係る事務執行経費でございます。

節12、役務費は新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴う不動産鑑定評価などに係る手数料と、都市景観事業の市民協働による活動に伴う保険料でございます。節13、委託料は、新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います、物件補償算定委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、都市景観事業に係る市民協働によるチューリップアート活動支援に伴います、自動車借上料などがございます。

次に目3、緑化推進費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、新幹線公園から鳥飼八町までの区間で、さくらづつみ事業における、桜の植栽工事でございます。節16、原材料費は、花いっぱい活動に対する助成をはじめ、市内花壇などの育苗用の肥料、土、花の苗や樹木の購入費などがございます。

次に148ページをお開き願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会補助金でございます。

次に目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、公園などの光熱水費及び修繕料でございます。

節13、委託料は、公園など施設の機能維持を図るための公園管理委託料と、公園等砂場消毒清掃委託料と、公園遊具点検業務委託料、工事設計等委託料、及び公園台帳作成委託料でございます。

節15、工事請負費は、公園整備工事及び防災ベンチ設置工事でございます。

節16、原材料費は、公園の維持管理に係る砂場の砂、樹木などの補修用材料費でございます。

節17、公有財産購入費は、別府公園の整備面積拡大に伴う土地購入費でございます。

節18、備品購入費は、機械器具、及び防災器具の購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理している団体に対する管理補助金でございます。

以上、都市整備部所管分の予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、14ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使用料は、公園占用件数が増加したことにより、増額となるものでございます。

次に、16ページをお願いします。

項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料は、公園明示申請があったことにより、増額となるものでございます。

次に18ページをお願いします。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金のうち、耐震診断補助金、及び耐震改修補助金は、事業の確定により減額いたすものでございます。

次に20ページをお願いします。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、府景観条例事務取扱交付金が執行経費の増加により増額となり、耐

震診断補助金、及び耐震改修補助金は、事業費の確定により減額いたすものでございます。

次に歳出でございますが、64ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬、節9、旅費、節11、需用費、及び節12、役務費は、都市計画審議会を今年度開催しなかったことにより、減額いたすものでございます。

節13、委託料では、主なものとしまして、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業において、JR西日本及び鉄道運輸機構との間で、設置位置の決定に伴う支障物件の確認や、費用負担割合などの協議が継続中でありますことから、今年度実施設計業務委託を見送ったことにより、減額いたすものでございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料、及びGISシステム借上料の執行差金でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、及び耐震改修補助金が、事業費の確定により減額いたすものでございます。

節25、積立金は、緑化基金積立金を寄附金により増額いたすものでございます。節27、公課費は、公用車両車検時の自動車重量税の確定により、減額いたすものでございます。

64ページから66ページにかけて、次に目2、街路事業費では、節8、報償費は都市景観事業にかかわる執行差金でございます。節9、旅費、節11、需用費、節12、役務費、節13、委託料は、新在家鳥飼上線道路整備事業にかかわる経費の執行差金でございます。

次に目3、緑化推進費では、節11、需用費は、光熱水費が水道使用料の減少

に伴い減額いたすものでございます。

次に目4、公園管理費では、節8、報償費は報償金が当初見込んでいた人員を確保できなかったことにより、減額いたすものでございます。

節12、役務費は、保険料が防災管財課へ一括加入のために不用になったことにより、減額いたすものでございます。

節13、委託料は、公園遊具点検委託料、公園管理委託料、案内板設置委託料、及び公園台帳作成委託料の執行差金により減額いたすものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場管理補助金の交付団体の減少により、減額いたすものでございます。

以上、都市整備部所管分の補正予算の内容の補足説明とさせていただきます。  
○山本靖一委員長 説明が終わり質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 説明をいただきまして、理解をしている部分もございますので、若干省略をしながら、質問いたしたいと思っております。

最初に、従前から市営駐車場の料金問題について、ご提起を申し上げておったところでございますが、今回、後ほど審査されます条例改正等もあるんですけれども、自動車駐車場におきましては、平成23年度と平成24年度と同じ歳入になっております。そして自転車駐車場は若干増えておりますが、委託料として1億3,470万8,000円の執行予定でございます。

これまで経費の節減ということで、料金支払いの機械化を徹底してほしいという要望への取り組みもなかなか進んでおられない状況であります。そういった取り組みを踏まえて、お考えをお聞きしたいと思っております。

2番目に、千里丘三島線の道路改良事業でございますが、土地購入費1億6,800万円、工事4,200万円、手数料300万円、測量費で100万円ということであります。その財源内訳が国・府で1億353万円、市債で9,580万円、そしてその他で1,100万円。一般財源として467万円とあります。

これにつきまして、平成23年10月に中期財政見通しを立てられまして、取り組みの状況があるわけでございますが、このときに出されました事業計画等によりまして、かなり変わってきているように思います。特に、平成24年度については大幅な変更であろうかというふうにも思いますが、その辺のご説明をいただきたいと思っております。

3番目に、新在家鳥飼上線道路整備事業であります。補正予算において減額がされています。道路等詳細測量設計委託料で500万円という減額がなされてきております。この点について詳しくお聞きいたしたいと思っております。

4番目に、住宅マスタープランの策定であります。継続的な市営住宅の整備改修、民間住宅の耐震化、バリアフリー化の推進等あるわけでございますが、いろんな状況を踏まえて、どのようなマスタープランになっていくのか、考えをお聞きいたしたいと思っております。

5番目に、排水管及び水路しゅんせつ委託料として870万円の計上でございますが、これは私のほうから指摘をいたしまして、従来の賃金支払いのあり方を変えるべきだということで、平成23年度から変更していただきまして、委託料になったわけでございますが、平成24年度の取り組みについてお聞きいたしたいと思っております。

6番目に、メモリアルホールがありま

すが、その東側に道路敷があります。これについて、改良を加えて、車の進入等が図れるように、そういう道路形態の変更を考えてはどうかと考えるんですが、担当の対応をお聞きいたしたいと思います。

7番目に、市街化調整区域の市街化区域への編入について、平成24年は今後どのような取り組みをされようとしているのか、お尋ねいたしたいと思います。

8番目に、補正予算で、先ほど説明がありました、JR千里丘駅西口のエレベーターの設置実施の設計業務委託料で1,556万円の減額をされました。平成24年度の中にも計上はされておられません。そういった状況で、この問題についてどのようになっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

8番目に、都市再生地籍調査事業で、平成23年度はかなり減額がされました。253万円の減額であります。そんな状況で、当初400万円の利用計画であったわけですが、これについての取り組みと、平成24年度の状況について、お尋ねいたしたいと思います。

9番目に、防犯カメラ設置補助金として360万円の減額であります。大阪府からの補助金を得ながら、地域の安心・安全を守るための施策として、補助金が出ておるわけですけれども、これについて平成23年度、どのような形で組み込まれたのか、お尋ねいたしたいと思います。

10番目に、公園管理の委託料として、これは決算で申し上げましたが、公園の除草、この間、代表質問において森内議員が公園のあり方についてご質問されておられました。私は、決算のときに、除草の回数が非常にアンバランスであるということで、やはり1回刈り、2回刈り、

3回刈りということが公園によって差があるということで指摘もいたしまして、改善を求めたところでありますが、平成24年度はどのような状況になっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

11番目に、別府公園の整備計画についてであります、公園整備工事として1,500万円、工事設計等委託料として346万5,000円、防災ベンチの設置工事として210万円が出ています。これについて内訳、考え等についてお尋ねいたしたいと思います。

12番目に、安威川ダムの水特法第12条の負担金において、かなり減額をされまして、当初999万円の計上が499万5,000円の減額となりました。さらに平成24年度は499万5,000円、平成23年度と同額であります。これに至った経過についてお尋ねをいたしたいと思います。

13番目に、正雀駅前道路改良事業であります、これも去年の10月中期財政見通し計画の中に総額11億9,300万円の事業費を見込んでおられますが、なかなか進まないのが現状であります、その取り組みと考え方について、お尋ねいたしたいと思います。

14番目に、橋梁長寿命化修繕事業として、予算が計上されてはいますが、これについてのお考えをお聞きいたしたいと思います。これにつきましても、中期財政見通しの中で、事業計画が出されておりますが、かなりのアンバランスというのですか、取り組みの状況が見られると思いますので、これについてのお考えをお聞きいたしたいと思います。

15番目に、地理情報システム整備事業として、8,369万4,000円の執行予定であります、道路台帳の電子化ということでありますが、これについ

ての補助金等の関係が出ておらなかったように思うんですけども、お尋ねいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 それでは、原田委員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問内容の中の5番目のしゅんせつ賃金の問いと、あとは12番目の安威川ダムの水特法の関係のお問いに対して、ご答弁をさせていただきます。

排水管及び水路しゅんせつ委託料870万円の内容について、この委託料につきましては、市内の水路の維持管理のために、しゅんせつ業者と単価契約を結ぶ中で、排水路の機能を回復するための委託料として計上させていただいている内容でございます。

以前から、原田委員からご指摘をちょうだいしておりました地区で、用水の開始前及び中間、後半という形の中で、水路のしゅんせつに携わっていただいた方々に対するしゅんせつ賃金として、個人への支払いになるので、源泉徴収が必要ではないかというご指摘をちょうだいしておりましたものですから、その内容で平成23年度は、今の実行組合などの団体への負担金という形で、お支払いをさせていただいております。平成24年度につきましても、予算書の131ページの、しゅんせつ負担金という形で180万円あげさせていただいておりますのが、以前、しゅんせつ賃金という形から変更させていただいている内容となっております。

それから、安威川ダムの水特法の関係でございます。平成23年度は補正予算で減額とさせていただいております。それは平成23年度、この水特法の負担金という形で周辺整備の総額、これの協定

書の変更がなされました。以前17億8,800万円から総額が12億3,300万円の費用という形になりまして、本市負担額が1億7,862万1,200円から1億2,317万7,000円という形の額変更となっておりますので、それに伴いまして、平成23年度から減額という形になってございます。

平成24年度も同じような形で減額する中で、499万5,000円の計上をさせていただいております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 原田委員のご質問に答弁申し上げます。

まず1番目の自動車駐車場の使用料金が平成23年度と平成24年度、同じ歳入になっているという件ですけれども、平成23年度、今回の補正予算でも減額をさせていただいておりますけれども、今回、条例改正をお願いしておりまして、料金を下げることによって、利用者の利便性を向上して、使用料が増えるということで、平成23年度と同額を計上させていただいております。

また、駐車場管理委託料1億3,470万8,000円ということなんですけれども、車路の問題でありますとか、料金システムにつきましても、今、経費削減に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に、2番目の千里丘三島線道路改良事業の中期財政見通しで、記載が異なるということなんですけれども、平成23年10月の時点で、そのときの情勢で記載されたものでございまして、その時点では、その情勢で先送りにしたということで、平成25年度欄に今の状況と2億1,200万円と書いてございましてけれども、今年度2億1,400万円を次年度に送って、記載していったものでござ

います。

9番目の防犯カメラ補助金360万円の減額についてでございますが、当初46か所、1か所平均30万円を想定して、1,380万円で計上させていただいておりましたけれども、所轄の摂津警察署の生活安全課のご協力を得まして、設置箇所それぞれの自動車駐車場でありますとか、自転車駐車場、一緒に回っていただいて、設置場所を選んでいただきました。その中で箇所数が46から29か所に減ってございます。その中で、1か所当たりということではなくて、それぞれ額を算出しまして、出た額につきまして360万円減額したものでございます。

13番目の正雀駅前道路改良事業については、先ほどと同じように中期財政見通しとの違いなんですけれども、そのときも情勢を見まして、全体額で2億1,000万円計上いたしておりますけれども、現在、進捗状況としまして、積極的にはまだ用地買収も今回、計上させておりませんけれども、今年度、平成23年度に買収した部分の仮整備部分でありますとか、将来に向けての測量費手数料を今回計上させていただいております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 まず、3番目のご質問に答弁させていただきます。

新在家鳥飼上線道路整備事業について、補正予算で道路等詳細測量設計委託料で500万円減額している点につきましては、当初、1,300万円道路の実施設計や、路線測量、用地の確定測量を計上しておりました。その分が一定確定しましたので、500万円を減額しております。

それから、7番の市街化調整区域から市街化区域への編入は考えてないのかということでございますが、本市におきま

しては、鳥飼八町地域が市街化調整区域になっておりますが、現在のところ、市街化区域への編入については考えておらないという状況でございます。

それから、8番目のJR千里丘駅西口エレベーターにつきまして、平成24年度は予算計上されておらず、どのような内容になっているかということでございますが、先ほども部長から説明がありましたが、現在JR千里丘駅西口エレベーターの設置につきましては、JR西日本、鉄道運輸機構、本市との間で設置位置の支障物件の確認や費用負担などが協議中でありますことから、予算は計上しておりません。

ただ、予算書の8ページに、平成24年度から平成27年度までの債務負担行為としまして、限度額2億6,000万円を上げさせていただいております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 原田委員の4番目のご質問にお答えさせていただきます。

住宅マスタープランで民間住宅がどのようになってきているかというご質問でございますが、住宅マスタープランは、国が平成6年制定の公営住宅等関連事業推進事業制度要綱に基づき、市町村が策定できるもので、住宅政策の目標を明らかにするとともに、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための施策の展開方向を示すものであります。

現住宅マスタープランは、平成9年に策定され、長期的な目標年次である平成22年度も経過しておりますが、国や府の住生活基本法との整合を図るとともに、上位計画である第4次摂津市総合計画とも連携して、策定することが必要でありますので、平成24年度に委託するものであります。

主な項目といたしましては、計画的な

市営住宅の整備、改善や民間住宅の耐震化、バリアフリー化の推進、さらに良好な住宅供給の促進策等、検討を行うこととしております。人口の減少や少子高齢化社会の到来、大規模災害等への安全性や生活環境への意識の高まり、ライフスタイルやニーズの多様化等、住宅、住環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に対応した新たな住宅政策の指針が必要となるため、今回住宅マスタープランを策定するものでございます。

なお、住宅マスタープラン作成につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、業務委託するものでございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 それでは、まず6番目のメモリアルホール東側の道路、これに改良を加えて、車が通れるようにしたらどうかという質問について答弁させていただきます。

この道路の現状を見てみますと、東別府1号線、堤防につけております道路と、約40センチから60センチ段差ができております。それでまず、この道路を車が通るようにするためには、今の現況を、東側の道路をかさ上げしなければいけない。隅切りもございいますので、それも拡幅が必要になってくるかという考えを持っております。

また、今度、東別府1号線でも、歩道に道路が出ることがありまして、そこら辺の安全対策、前後の切り下げ、段差切り下げという形も出てきますので、そのようないろいろな改良の条件が必要になってくると思っております。

ただ一番心配になってくるのは、歩道だけあるところに、新たに出入り口といいますか、道路を接続する場合、安全性が一番重要になってくるのではないかと

ということもありますので、これは慎重に検討していきたいと思っておりますのでございます。

その次に、8番目の都市再生地籍調査事業の件でございます。

平成23年度の地籍調査の工事請負金額は、147万円ということで、当初予算で400万円を組んでおりましたが、半分以上の減額ということになっております。これにつきましては、入札による執行差金となっております。それに伴いまして、国費の対象額300万円、これは満額が補助対象額となりまして、負担額は147万円の半額の73万5,000円が国の補助、その半額の36万7,500円が府の補助になります。私どもの市の持ち出し分は37万円となっております。

来年度、平成24年度につきましては、少しでも国の補助対象額を大きくしていただきたいということも申し出ましたので、わずかながらですが、1割増額の330万円の国費の補助対象額という形で予算を組んでおります。

これにつきましては、来年度は、別府の地域について継続して調査を続けていきたいと考えております。

14番目の梁長寿命化計画についてでございます。長寿命化するには、事業費の平準化ということもご指摘があったかと思えます。そういうことも考えまして、現状を報告させていただきますと、今年度、これは事業成果はございませんでしたが、方針転換に基づきまして、平成21年度に保守点検をやっております。危ないと言われてました柳田歩道橋、その補修工事を今やっているところでございます。

来年度、平成24年度につきましては、本格的に長寿命化の計画、補修計画の計

画を立てていきたいと、補修計画を出す事業費として、600万円。平成25年度は事業計画に基づき、その理由づけができますので、危ないところ、ここが必要だということを研究しまして、実際に行い、補修計画の委託を行っていきます。

それにつきましては、その後、平成26年、これから大体4,000万円をもちまして補修工事、修繕工事をやっていきたいと思っています。

ただ、平成28年度に4,800万円という計上をしておりますのは、長寿命化をするときの一番最初の点検というのが、平成21年度に行いました保守点検工事です。国の基準でいきますと5年後で見直すということになって、その点、平成26年度に追加の800万円という形であげております。

ただ、国費の一般財源ばかり計上して、国費の補助金というのが割と少ないと考えられますが、これにつきましては、私どものほうで極力国費でできるように予算の補助対象枠の拡大を求めてまいりたいと思います。

15番目の地理情報システム整備事業についてでございます。

この予算は、雇用創出事業という形で、大阪府の基金を利用して行っています。

この基金というのは100%補助という形でございまして、予算書の42ページ、総務費府補助金という形でありまして、その中の緊急雇用創出基金事業補助金という形で、総括して計上しているところでございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、原田委員の1回目の質問にお答えいたします。

まず10番目の公園管理の委託料の中の除草についてでございますけれども、これまで大正川とか、安威川などの河川

敷、これにつきましては、草の繁茂が早く、イベントなどもございますので3回という形で、他の公園につきましては、1回ということで、使用頻度の多いものにつきましては2回ということにしてみました。

平成24年度につきましては、以前から本会議や建設常任委員会でもご質問いただきまして、どうしても不快感があると。1回では不快感があるということで、すべての公園につきまして2回ということにさせていただきました。

ただ、作業につきまして、3回をいたしますと、暑い夏の時期に清掃しないでいいということでございますけれども、まずは不快感の解消ということで、すべての公園について2回ということにさせていただきました。

続きまして11番目の別府公園の整備につきましての内訳についてでございますけれども、これにつきましては、防災面を付加する公園ということで、まずは防災ベンチの設置工事、これにつきましては、炊き出しが可能なかまどに変換できるベンチを4基設置するという計画となっております。

それから、工事費でございますけれども、工事費につきましては、別府公園につきまして、土地購入費、これを計上させていただきます。これにつきましては、別府公園の北西の隅の角の都市計画決定されております部分で、まだ事業認定がとれていない部分につきまして、拡張する部分でございます。これにつきまして、工事を行うものでございまして、これにつきましては、地元の方々の意見も取り入れまして、どのような利用がよいのかということを進めてまいりたいと思います。

これにつきましては、種々の案をお示



しし、進めてまいりますので、手数がかるものと考えております。

また、購入いたします土地につきましては、公園側に対しまして、斜面になっておりまして、これを維持する方策も必要でございます。

また、排水とか給水、電気の設備、園路の検討、遊具の配置、再配置などについても考えなければならぬものと考えまして、別府公園につきましては、開設から相当の期間がたっておりますので、公園全体につきましても、見直しをしてまいりたいと考えておりまして、全体の設計、見直しを行ってまいりたいと思っておりますので、その委託料となっております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 やはり、自動車駐車場については、料金改定が行われたということに関連して、より広くご利用いただくという趣旨は非常にいいわけでありますが、以前から申し上げておりますように、この部分については、市の一般会計からの持ち出しが一千数百万円出ているわけですね。何とかもうからなくてもいいけれども、とんとんぐらいでいけるような、使用料で賄えるように、そういう考えを出すべきだということを言ってきたわけでありまして、機械化とか、そういうものを取り入れていただいて、やはり、市の負担を少なくするということがやらなければならない。

ただ、その状態にはならないという状況でありますけれども、もう一度、やるとしても費用もかかることですし、平成24年度はどのような取り組みをするかという決意だけを聞かせていただきたいと思えます。

橋梁長寿命化計画について、1億9,000万円の事業費なんですけれども、緊急性というのは1橋だけで、それであ

と、平成26年から4,000万円ずつ、平成26年は4,800万円ですが、4年間で約1億6,000万円、これの財源というのは、すべて一般財源です。やはり平成24年度の段階で、その目標金額になるには、補助金等ももらえなかったら、単独でそんな費用を投資してはいけない。例えば、簡単な錆を止めるとか、そういうぐらゐの費用だったらいいけれども、橋台から、あるいは橋梁も変えていかなければならない。補修していかねばならないと、もっと費用がかかってくるわけです。その辺を計画の段階でしっかり立てておかないと、非常に厳しい財政状況の中で、そういう財源を組み込んでいくということは、実際どうなのかということをやっぱりこれは問われるんです。だから、その辺の考え、もう一遍、出していただければありがたいと思えます。

特に、延長10メートル以上の橋だということですから、かなり強度等については、十分だというふうにこの前も説明いただいているわけです。その中で、長寿命化のためにずっと使っていくというのは、非常に無駄な公共事業の一つにならないかという心配をいたしておるんです。これは、もう一度考えをお聞きしたいと思えます。

それから、地理情報システム整備事業として、8,369万4,000円の執行予定であります。道路台帳の電子化ということでもありますので、補助金がどうなっているかと聞いたんですけど、説明がなかったもので、答弁をいただきたいと思えます。

正雀駅前道路改良事業も一部は改修もされているわけでありましてけれども、後々の、この事業計画を見ますと、11億9,000万円ということで、その突出する

費用は見当たらないわけです。この段階では、これでやり抜くんだと。例えば、平成27年度に向けて、すべて事業を終えるんだという状況は、なかなか見えてこないような感じがするんです。確かに難しい問題でありますけれども、やはり十三高槻線の開通が間近に来ておるわけですから、そういった駅前道路の整備というものをやらなければならないというふうに考えるんですけれども、お考えを再度聞きたいと思えます。

千里丘三島線の道路改良事業であります。中期財政見通しでは2億1,200万円ということで、平成25年度に計上されていますが、実質、平成24年度にこの事業が完了するわけにありますから、平成25年度以降の事業はどのような形で今後、進めるのかというところは、事業計画では平成29年度までとなっておりますので、考えについてお聞きしたいと思えます。

公園の管理については、1回のところを2回にしていって、不快感のないように多くの市民が利用できるようにということで、増やしていただきますので、若干は改善されると思えますが、やはり状況については、3回刈らなければならないところもあろうかと思えますし、駅前等の公園で、雑草が見えているような状況は、市民の感覚から見て、感じが悪いと思われまますので、限られた財源の中で工夫をされて、不快感を持たない公園にさせていただくように、これは要望しておきたいと思えます。

別府公園の状況であります。長年たっているから、利用計画を見直しをして、全体面積の拡大をやりたいということですが、先日、私、その公園に行っただけで、ずっと見渡したら、非常に快適な公園で、たくさんの方がおら

れまして、利用されている状況を見まして、樹木については、約100本、高木で100本もあります。かなり成長して、いい公園になっております。

広場と遊具等が設置をされるところは分かれておまして、広場の方は子どもたちが野球をやったりとか、あるいはサッカーをやったりとか、評判になっておりますし、遊具の方もブランコやシーソーやすべり台、鉄棒、その他スプリング遊具とか、たくさん設置されているし、ベンチも8台ありました。藤棚もありますし、非常にいい公園だと感じました。

そういう中で、一部、土地開発公社の持っておられるところをいこうということですが、西のほうだというふうに思っておりますが、ここにもかなり木は植わっておりまして、非常にすばらしい環境の公園だというふうに感じたわけがあります。そこを1,500万円、約2,000万円をかけてやろうということですが、触らずにいけるんじゃないかというふうな直感を得たわけでありまます。あれだけ大きく繁茂した木が歩道沿いの際にありますので、非常にCO2削減対策にもいいし、そんな状況を変えていくということについては、いかがなものかというふうに感じるわけでありまます。

その辺、私の意見に対しての考え等があれば、お聞きしたいと思えます。やるんだということであれば、その方向で考えをお聞きします。

新在家鳥飼上線の工事、5か年計画でやるということでありまして、前倒しを1年でもしながら、早く交通安全対策をやるべきだと考えております。

しかし、状況を見ますと測量はされた。そして、地主に接触をされて、測量するためには地主さんの了解を得なければならないということで、買収に応じる意思

は地主はお持ちだと思いますし、できたら早く買収をやらなければならないと感じるわけでありませけれども、この取り組みの状況から言えば、予算が余ってきておりますし、減額をしなければならないというような状況があります。もう一度決意だけお聞きいたしたいと思います。

安威川ダムについて、修繕整備の行える状況が整って、それで事業も少なくなったということで減額になっております。

ただ、本体工事の着手はまだ予定でございますし、これからまだ費用もかかってこようと思います。その見通しだけお聞きをいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 橋梁の長寿命化について、計画的保全修繕というのも十分、私どもも認識しております。

どういう補修をするかという形になりますと、今年度取り組みます長寿命化計画、それと、実施計画の作成、それによって金額というのは出てきます。その中でできる限りの国費対象の分を用いまして、国費をもって費用に充てていきたいという決意は持っておるところでございます。

地理情報システムについては、約8,000万円もかかることであるので、財源はどうだということでございます。これにつきましては、府が基金を作っております緊急雇用創出基金、そこから補助を受けていきたいという形を考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、原田委員の2回目の質問にお答えいたします。

駐車場使用料につきましては、以前から委員のご指摘いただきまして、歳入を増やす方法、歳出を減らす方法を考えよということで、今回、周辺の駐車場等の状況も見まして、デフレをあおらないよ

うな形で上限5時間、1,000円という形でさせていただきました。そのことによりまして、駐車場利用者の利用率が向上できるということを考えまして、平成23年度当初予算の歳入と同額で計上させてもらっております。

また、その利用率向上によりまして、駅周辺の違法駐車防止も図れるのではないかと考えてございます。

ただ、歳出の抑制につきましては、施設の老朽化もございませし、維持補修もございませ。駐車場の車路、出入り口のことやハンドルの位置の問題もございませが、無人化ということも、指定管理の中で、相談も進めていきたいと考えてございます。

正雀駅前道路改良事業につきましては、十三高槻線開通にあたり、必要なことは十分認識しておりますけれども、現在の状況では、駅前ということもございませして、その場所で事業を続けたいということや、面積も同じ面積が欲しいというお声もありませして、用地の単価でありますとか、補償の話の中でなかなか進めにくいところはございませ。

ただ、昨年、道路区域の拡大、区域変更というものをさせていただいて、制限だけはかけさせていただいて、何かされるときには、ご協力をいただくというようなことでは進めさせていただいております。

千里丘三島線道路改良事業についてでございますけれども、平成29年度まで入っているということでございます。西側につきまして、平成19年度からこの事業を開始いたしまして、5年間で今までかかっております。来年で6年目になります。東側にかかるにいたしましても、4、5年かかるかなと思っております。

例えば、平成25年度から始まります

と、平成29年度までかかるという形で、全体工期という形で書かせていただいているわけでございます。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線道路整備事業についてでございますが、当初、事業計画を5か年で進めるということで、少しでも早くということでございますが、今年度から道路の測量とか、実施設計、既に入っております。そして今、用地測量も実施中でございますので、平成24年度につきましては、用地買収のための不動産鑑定、それから物件補償算定等の作業をやりまして、沿道関係権利者との用地交渉も進めてまいりたい。できるだけ早くできるような形で進めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 安威川ダムの見通しということでございます。代表質問でも市長のほうから答弁をさせていただいているんですが、今現在、現地のほうなんです、用地買収99%完了しております。住居の移転もほぼ完了している。歩道のつけかえ等についても完了しております。

あと周辺整備につきましては、約6割から7割、これは完成しているという状況でございます。

あと、本体のほうになるんですが、政府のダム事業再検証の対象ということで、平成23年の9月13日、大阪府の河川整備委員会等によりまして、ダムの妥当性ということで、答申を出され、この平成23年10月13日付で大阪府のほうから、国土交通省にダム案という形の中で報告書を提出されております。

今現在、国の有識者会議のほうに今、諮られているという状況で、そこで承認が出て事業着手という方向へ進んでいく

というふうに、今、聞いてございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 原田委員の2回目の質問にお答えいたします。

別府公園の整備でございますけれども、今回、購入いたします土地、この土地につきまして、府道大阪高槻線の公園の出入り口から見ますと、これは死角がかなりできております。その土地の西側につきましては、マンションが建っております。現在まで公園拡張用地、この部分が緩衝帯となっております。

できることでしたら、この部分につきましては、費用のかからないような整備と周辺の方と共同で維持ができるものを考えておりまして、地元協議を重ねて、整備を進めてまいりたいと考えております。

それから、この別府公園の南手でございますけれども、大阪市に向けての抜け道のようになっております。

この部分につきまして、車止め等を設置いたしまして、車椅子は通れるんですけども、老人用の電動の乗り物が通行できないという苦情もいただいております。これにつきましても、検討を重ねてまいりたいと思いますので、公園につきましても、全体について、また周辺の協議の方からも、意見が出てくとも考えられますので、全体について考えてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 新在家鳥飼上線の問題については、やはり事故が起こる前に対策を講じたいということで、一日も早い事業ができますように、お願いしておきたいと思っております。

別府公園の問題でございますが、確かに今の状況でいけば、若干、木は切らないといけないと思うんですけども、非

常に公園の環境としてはいいと僕は判断しておるんです。そういう中で、事業費として約2,000万円の整備工事をされるわけでありましたが、厳しい財政状況のもとで、有効な事業をしなければならぬというように思いますし、先ほど申し上げましたようないろんな施設も十分活用されていますし、先ほど、交通安全対策としても若干言われました。確かにその部分もありますけれども、費用をかけずに利便性の向上ができるよう、取り組みをしていただいて、適正な予算の執行をしていただきたいということを要望しておきます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 質問させていただきます。

1番目ですけれども、し尿収集運搬委託料についてでございます。

予算書で127ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費になりますが、し尿収集運搬委託料で4,035万2,000円で計上されています。この運搬委託料は、平成23年度当初よりも約65万円の減額をされているんですけれどもその根拠を教えてください。

2番目にクリーンセンターの問題でございますが、同じく予算書127ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費で、正雀終末処理施設維持管理負担金1,345万2,000円となっています。平成23年度当初よりも約690万円減少しておりますし、先ほどの説明では、平成23年度の補正予算でも当初予算よりも400万円を減額をされているということでございます。その内容についてご説明をお願いしたいなと思います。

それから、3番目に都市再生地籍調査業務委託料についてでございます。

予算書139ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、道路橋りょう総務費、節13、委託料で載っていますが、この都市再生地籍調査業務委託料が今回400万円ということで、先ほど、補助金の関係で1割増加をしていただいたというような話がありましたけれども、そのことを再度、詳しく教えてください。

それと、平成23年度補正予算書で60ページに、同じ都市再生地籍調査が載っていますが、今回、減額をされています。これが入札差金であるとおっしゃっていましたが、随分、差額が出ているということで、業務に支障が出るようなことになってないのかということで、全体が終わっているようであれば、業務についてどうであったのかということをお教えください。

それから、4番目にモノレール駅前広場管理事業についてでございます。

予算書139ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費、節13、委託料でモノレール駅前広場管理委託料902万9,000円が載っていますが、その委託内容について教えてください。

5番目、交通安全対策費についてでございます。

千里丘三島線道路改良事業でございますが、工事費等については、先ほども質問があったんですけども、西側の工事ということで、ようやく買収が終わって、これから工事に入られるということでございます。これで西側は完了するというふうになると思いますけど、これは平成24年度で完了するということになるのか、また、その大まかな工事スケジュールなども教えていただきたいと思います。

それから、6番目でございますが、同じく交通安全対策費の中で、予算書では

141ページの款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目4、交通安全対策費の工事請負費で、交通安全対策工事4、800万円の中には、道路照明灯の設置事業として100万円、これはLED灯が2基設置をされるということになっていると思いますが、このLED灯の設置についての考え方、去年も確か2棟設置をされていますけれども、どういう方針で進められてきているのか、今年度は、どこに設置を予定されているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、できれば今年の設置された場所もあわせてお願いいたします。

7番目、緑の基本計画改定業務委託料についてでございます。予算書では145ページの款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費で委託料の中に掲載されていますが、この緑の基本計画改定業務について、この改定をしなければならぬ必要性、それから財源、これは補助金もあるようでございますが、それと根拠法、法律に基づいて作らないといけないということになっているものなのかどうか、根拠法について、まず、お尋ねしたいと思います。

それから、8番目に住宅マスタープランの作成委託料でございます。先ほども原田委員からのご質問がございましたけれども、この住宅マスタープランにつきましても、必要性と財源、それから根拠法が今回、変わるようでございますけれども、その辺もあわせてご説明ください。

それから、9番目、都市計画マスタープラン策定委託料でございます。これにつきましても、必要性、内容、それから財源、それから根拠法について、教えてくださいたいと思います。

それから、10番目、別府公園整備事業についてでございますが、先ほど、原

田委員からのご質問がありまして、予算書ページ数は149ページに記載されていますが、工事設計委託料が346万5,000円ということになっています。工事費については、予定額は公園の整備が1,500万円とベンチが210万円、710万円という工事費になってますけれども、設計料の比率で言いますと、30%近い設計料になっていて、先ほど、いろいろと手間のかかることがあつてということでおっしゃっていましたが、工事の設計費用だけを見ると非常に高いんです。通常10%か15%、高くても15%ぐらいになるんですが、もう少し詳しく、わかりやすく教えていただきたいと思います。

それから、11番のちびっこ広場管理補助金でございます。

予算書149ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費で、ちびっこ広場管理補助金というのがあります。これについて、今年度128万9,000円ということで、昨年と同額になっていますし、また、96か所、3.47ヘクタールということで、全く同じで変わっていませんが、去年ですけれども、千里丘東1丁目ちびっこ広場が駐車場になってました。変化があったのではないかと思うんですが、この辺、どうなのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、12番目、JR千里丘駅西口エレベーターの設置事業で、先ほどもご質問がありましたけれども、今年度、予算化されていないということもありますし、また、これまでに鉄道運輸機構とJRといろいろと協議を重ねてこられているということでお聞きをしています。随分話が進んできていると聞いておりますし、また、A案とA'案ということでの一定説明もありましたけれども、それがど

ういう方向になってきているのかということで、あと、平成24年度からの債務負担行為が組まれてますから、当然、決着がついた段階で、補正予算ということになるんだろうと思いますが、その辺もあわせて、平成25年度中の着工に向けて取り組んでいくというふうなことでしたので、その辺の見通しもどうなっているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、13番目になります。公園維持管理事業でございますが、予算書の149ページの款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費の公園管理委託料6,675万8,000円が計上されています。この中には、境川せせらぎ緑道の管理料等も含まれていると思いますが、管理委託の内容とその費用について教えていただきたいと思います。

14番目に、同じく、公園維持管理事業についてでございます。昨年12月に私が一般質問させていただいたときに、堺川に一部だけ未整備の区域が残っています。これも当然管理されるということになるんでしょうけども、提案では市民とともに共同で作れるような整備をしていただきたいということで、検討しますということでございましたけども、現時点で今年度、検討が進んでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず1点目のし尿収集運搬委託料が前年より減少している理由ということで、説明させていただきます。

し尿収集運搬委託料につきましては、定期で収集しております定期収集に係る委託料と不定期で収集しております業務に関する委託料、これに分かれておまして、さらに定期収集分につきましては、

2台での収集に必要な基本的経費に対応した委託料として、基本業務委託料というのがございます。さらに、収集件数に応じて変動する経費に対応する委託料ということで、作業委託料というのがございます。

このうち、作業委託料を平成23年度、当初は100円としておりましたけども、平成24年度はこれを70円に値下げをしております。基本業務委託料については変更していません。また、不定期収集に係る委託料でございますけども、これは収集した量に応じて委託料を支払っているものでございまして、平成23年度は1リットル当たり8.5円ということで当初、予算計上しておりましたけども、これを今年度は7.5円、1円値下げをしたと、こういうことで単価差から委託料が減額になっているということでございます。

それと、2点目の、正雀終末処理場維持管理負担金で、平成23年度の補正で400万円減額、さらに平成24年度当初も減少しているということで、その理由でございますけども、まず平成23年度の減額理由でございますけども、これは処理量を、当初、4,920キロリットルということで予算計上しておりましたけども、年度末見込みの中で、700キロリットルほど減少させております。さらに、単価につきましても、当初は、3,940円ということで予算計上しておりましたけども、3,700円ということで単価が下がっております。こういう理由により、最終的には400万円の減額補正をさせていただきました。

平成24年度当初でございますけども、処理量が前年より2割程度減少しております、4,080キロリットル、また単価のほうも前年当初は3,940円で

ございましたけども、これが平成24年度につきましては、3,140円となっております。こういったことから、前年と比べて大きく減少となっているものでございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 藤浦委員の1回目の質問についてお答えさせていただきます。

3番目の都市再生地籍調査業務委託料について、平成24年度予算400万円ということで、平成23年度と同等の予算を計上しております。これにつきましては、去年の予算審査の委員会の中でも、市の国費事業に対して、市の持ち出し金が多過ぎるのではないかというご指摘がございました。そのときに、少しでも努力して国費の対象額としますという形でありましたので、今回も大阪府にお願いしまして、30万円、僅かですが、1割という形で増額をさせていただいたわけでございます。

しかしながら、根本の元の金額が400万円という形に決まっています、大体、同等の面積、区域によりましては、条件とかいろいろ考慮はできるかもしれませんが、大体、同等の面積でやっていきたいと考えております。

平成23年度の地籍調査、落札価格が低くて、140万円という半分以上の金額で契約されているわけです。今現在のところ、無事、調査も立会も済ませまして、現状、特に問題はない形です。浜町、北別府町の一部を済ませていただきまして、問題がないという形で、あとは書類の作成という形になっております。

次にモノレール駅前広場管理事業でございます。

この業務の内容でございますが、モノレールの摂津駅、南摂津駅の2駅につき

まして、駅前広場の日常清掃を年3回行っているものです。これは機械で床を磨いていくというような形でございます。

あとは照明器具の清掃、樹木の剪定、植木への水やり、あとはごみの処理、南摂津駅につきましては、中央環状線の北行の市で管理しております自転車駐輪場事務所の横にエレベーターがございまして、その保守管理という形で入っております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 9番目の都市計画マスタープラン策定事業についてでございますが、必要性、内容、財源、法的根拠ということでございまして、まず法的根拠としましては、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2におきまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるとされております。その基本方針は、市町村の基本構想、並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに即し、定めるとされております。

必要性につきましては、現在のマスタープランは、平成12年に策定され、目標年次をおおむね20年後の平成32年とされておるところでございますが、先般、大阪府が策定する北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域のマスタープランが平成23年3月に見直しされましたこと。それから、本市の第4次総合計画も平成23年2月に策定されましたことから、これらの基本計画に即して、今回、都市計画マスタープランの見直しを行っていくものでございます。

財源につきましては、補助はつかないということで単独費で見せてもらっております。

平成24年度の内容につきましてです



が、この都市計画マスタープランの策定につきましては、3か年かけてやっていきたいと考えております。今年度につきましては、基礎調査やワークショップなどを開催し、課題の抽出を行っていききたいと考えております。

それから、12番目のJR千里丘駅西口のエレベーターの設置についてでございますが、現在、JR西日本並びに鉄道運輸機構、本市の3者により協議を進めておるところでございます。

まず、エレベーターの設置箇所につきましては、設置場所の検討をいろいろ検討をしまして、A案、A'案という最終的にこの2案で検討しましたが、今年の9月の建設常任委員協議会におきまして、最終的に設置箇所をA'案で設置していくことを報告させていただいております。

A'案と言いますのは、JR西日本の敷地内の橋上連絡通路の北側の茨木側に設置していく案でございます。

その予算についてでございますが、現在、JR西日本、鉄道運輸機構、摂津市本市で協議を行っておりますので、負担協定等の協議が整い次第、また補正予算をあげさせていただきたいと考えております。

工事の時期ですが、この3者で負担協定等の協議を速やかに行い、できるだけ早い時期に工事着工できるように協議を進めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、藤浦委員の5番目と6番目の質問にお答えさせていただきます。

交通安全対策費の千里丘三島線道路改良事業について、西側の工事、ようやく買収が終わって、工事ができるようになったが、平成24年度で完成するののかという点と、おおむねの工事のスケジュール

はどうなっているのかということでございました。新年度が始まりましたら、地下埋設物の工事が入ることになるかと思っております。用地買収した場所、約4メートル50センチの歩道を計画しております。その敷地内を今、計画しておりますけれども、地下埋設物、下水道管でありますとか、水道管の敷設工事が先行して施工されることになるかと思っております。

その後、道路の歩道の築造工事が秋ごろからになると、現在は思っております。

それ以降、現在あります電柱や信号機もございまして、その移設等も発生してこようかと思っております。歩道整備中に出てこようかということで、工事ごとですから、何があるかわかりませんが、年度内、平成25年3月をめどに工事を進めていきたいと考えております。

それと、6番目の通安全対策費の道路照明灯の設置事業についてのお問いでございますが、道路照明灯につきましては、主要幹線でありますとか、交差点を主に設置させていただいております。今回、LED灯2基と書かせていただいておりますけれども、設置方式につきましては、現存の電柱でありますとか、電柱に共架させていただく。腕だけをつけて照明をつけさせていただくものと、単独の柱を立てて、建柱式により施工させてもらうものもありまして、若干、建柱するほうが値段が高くなります。その場合には、2灯は無理かと思っております。

今年度、平成23年度はどの場所に設置したのかということでしたけれども、現在、鳥飼本町5丁目に、新在家鳥飼上線の鳥飼野々3丁目の交差点、今、十字路の交差点になっております。信号もついておりますけれども、1灯だけしかついておりませんので、その対側側にもう1灯、LEDの照度で言いますと、水銀

灯の200ワット相当、消費電力で言いますと、81ワットというものを建柱式で施工している最中でございます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 8番目の住宅マスタープランの必要性、内容、財源、法的根拠についてご答弁させていただきます。

まず、必要性につきましては、マスタープランを平成9年に作成され、目標年次である22年も経過しております。

また、住生活基本法の整合性ととも、上位計画である第4次摂津市総合計画とも連携して確定する必要があります。

内容につきましては、主な内容といたしましては、計画的な市営住宅の整備、改善や民間住宅の耐震化、またバリアフリー化の推進、さらに良好な住宅供給の促進等、検討を行うこととなっております。

財源につきましては、社会資本整備総合交付金の交付率45%いただきまして、業務委託するものでございます。

最後に、法的根拠でございますが、国が平成6年に制定しております公営住宅等関連事業、推進事業制度要綱に基づき、市町村が策定できるものとなっております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、藤浦委員の1回目の質問への答弁を行います。

最初に、7番目の緑の基本計画改定業務委託料について、この必要性、内容、財源について答弁いたします。

緑の基本計画につきましては、平成9年度に制定いたしております、この制

定につきましては、都市緑地法に基づいて制定いたしております。

ただ、見直しにつきましては、都市緑地法の中には規定がございません。ですけれども、平成9年度に制定いたしまして、目標年次が平成32年度という形で、今までの間、検証等を行っておりませんので、今回、検証と新たな目標とか、重点地域なんかについて見直したいと考えております。

それから、財源につきましてはですけれども、財源につきましては、緊急雇用創出事業のほうで考えております。

それから、10番目の別府公園整備事業、この中で委託料につきましては、高いのではないかとということでございますが、地元との協議が繰り返し行われると考えられますので、この分の費用がかさんでおるものでございます。

それから、11番目の千里丘東1丁目のちびっ子広場がなくなって駐車場になっているという件でございますけれども、これにつきましては、この部分のちびっ子広場につきましては借地でございまして、昭和43年から無償で借りております。ただ、去年の暮れから今年にかけて相続があったということで、所有者のほうから返してほしいと、返却の申し出がありました。契約書の中では更地にいたしまして返却するという形になっておりますので、そのとおりとさせていただいた次第でございます。

それから、13番目の公園維持管理事業でございますけれども、境川のせせらぎの管理の委託内容でございますけれども、これにつきましては、清掃、藻の発生等がございますので、清掃が年10回、点検が、機器、循環、水の循環を行っておりますので、機器の点検などが年4回、約150万円を見込んでおります。

それから、摂津市駅の境川の上流部分についてでございますけれども、これにつきましては、西側にマンションがございまして、そこに駐車場がございまして、そこに駐車場が一段下がっておりまして、今回整備を予定しておりますところ、ここに樹木や花壇の設置を考えているんですけども、これにつきましては上流側の彩りの道の整備状況を見ますと、天端幅、これをかなり広げまして植栽しているという形になっております。ですから、そのマンション側の駐車場から見ますと、これをすべて盛り土で行うということは、かなり圧迫感があるのではないだろうかということを考えまして、どれぐらいの幅を見通せるようにしておけばよいかということがありますので、区間区間に区切って天端幅を広げるということができるとかということを経営者であります茨木土木事務所へ問い合わせをしなければならぬということで、その辺の図面の作成等の準備を行っている段階でございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目のし尿収集運搬委託料に関連をいたしまして、減額の理由は単価が下がったということでございました。し尿投入量が減ったことが原因ではないかと予測していたので意外でした。

し尿処理費に補償金が載っていますけれども、今回51万9,000円という予算になっています。昨年10月の決算審査の委員会のときに、平成23年度で19件が接続になるという予測、あと年度末に増えるかもわからないということだったと思いますが、19件分になっていることをみますと、増加がなかったんだろうというふうに思うんですが、平成

24年度のくみ取りの減少目標数、それから浄化槽の減少目標数、それぞれ立てられていると思いますけども、どれぐらいされているのか。それから、最新のそれぞれの残数、今残っている、あと何件というのです。これは前回も聞きましたけど、参考に教えてください。

それから、浄化槽につきましては、平成23年度から東別府地域に下水管の布設が始まっていますから、順調に減ってくるんだろうと思ってるんです。件数のことだけで結構ですので、東別府地域の関係ではどれぐらい件数が減らすことができたのか、それから平成24年度でかなり延長されますけども、これで減る予測数、目標でもいいです。減らす目標数、浄化槽の件数です。これを教えていただきたいと思えます。

それから、2番目のクリーンセンターの件でございますが、こちらのほうも単価が下がってきているということでございますが、何で下げてきてくれるのでしょうか。下がってきているのは喜ばしいことですけど、何が理由で下げてきてもらってるのかということをお願いいたします。

それで、このクリーンセンターの問題は代表質問でも随分議論をされていますし、国立循環器病研究センターに対するプレゼンテーションの中では機能停止が平成25年の中旬というふうになっているということでした。最初は平成25年春と言っていましたけど、これで半年を遅らせたということになるんですけども、どうもその答弁の中では国立循環器病研究センターはそんなに今すぐということではなくて、じっくり構えているようなスタンスであるというふうなこともありまして、そうしますと、ますます遅れることも出てくるのではないかと思います。これは地元にとっては非常に困る

ことをごさいますて、一日も早く停止期限を明確にさせていただきたいというのが地元の思いをごさいますて、それを今か今かと待っておられるのが現状でございます。

それで、このことをまず明確に申しておきたいなと思うんですけども、そして4つの案の中の、し尿はA自治体、そして浄化槽汚泥については民間委託という案が非常に有力であるというふうに先だっの議論でもありましたけれども、この段で言いますと、今、吹田市と本市だけの問題のようになりつつあるという印象が強いんですけど、もともと、これは大阪府の企業局がしかけたことであって、大阪府の企業局が土地収用をして、こういう経緯に至ったと、これは国家事業でございました。それを譲渡した先が吹田市であって、吹田市が引き継いだということになります。大阪府の責任は吹田市よりも重いのではないかと私は思っているんです。大阪府は二つの案を出して、それは無理ですと言ったらそれで終わってしまっているような状況になっていて、一つも汗をかいていないというところへんが、私はどうも納得ができないところでございます。

大阪府も交えて、吹田市と摂津市で真剣に取り組まなければいけないという問題ではなかろうかと思うんですけども、その辺のことについて、どのように今なっているのか、大阪府の対応、今後についてどのように担当者として思われているのかをご答弁いただきたいと思います。

もともとは千里ニュータウン開発、万博もやりましたし、国家的事業であり、大阪府の企業局にとってはそれこそ大きな開発の、初めての大きな開発で大成功したんですけども、この利益は吹田市もそれは当然利益も大きいんですけど、大阪

府は大きな利益を受けてるはずなんです。その影に実は摂津市の人たちが押しつけられたということがあるわけですけども、このときに大阪府にもやられましたし、また地元の思いとしては当時の三島町にも煮え湯を飲まされたという思いが非常に強いですから。今度はそういうことのないように、本市としても肝に銘じていかなければいけないと思います。

私自身もそのことはしっかりと銘じていきたいなと思うんですけども、その中で、例えばいろいろまだ方法として大阪府も交えた中で、折衷案ということになってますが、民間委託案をしながらも、例えば再度、中央水みらいセンターで最終受け入れ投入ということで、それまで民間委託ということもできますし、いろいろと大阪府を交えて、大阪府の責任を問うていく中で、費用の応分の負担をしてもらおうということもありませんし、こういう話で持って行き方も十分これからできるのではないかと思うんですけども、そういったことについてどう思われるのか、ご答弁いただきたいと思います。

それから調整池の話ですけども、せんだっの答弁では調整池を作らずいくと、その実証をするために、経過を見るために半年遅れるんだというような答弁がありましたけど、この調整池の考え方はどういう方向になったのか、改めてご答弁をお願いします。

それから3番目でございますが、都市再生地籍調査の件でございますけども、平成24年度は別府地域ということで、業務は今のところ大丈夫だということなんですけど、測量をやって、実際に図面を作って、関係者に同意をもらっていくという作業があります。この同意がないと、実際のところ対象者にとっては効力

がないというふうに見なされてしまうので、また何かやるときには明示が必要だというふうになってしまうんですけど、同意の状態はどういうふうに進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

同意をとらなくていいのであれば、金額が少なくてもそれは何とでもなると思うんです。結構時間がかかるし、手間もかかることだと思うんですけども、業務の内容の中で同意についてどういうふうな状況になっているのかというところを再度答弁をお願いしたいと思います。

それから4番目、モノレール駅前広場管理事業でございますが、委託の業務はわかりました。問題なのはこのモノレールはともに中央環状線沿いに駅がありますから、幹線道路でほこりが出てますので、汚れるんです。特に大阪府の管理しているところと摂津市が管理しているところの境界がはっきりと分かれるぐらいに汚れが目立つんです。何もしないとすごい汚れてしまうので、特に摂津市役所から摂津駅に向かう連絡通路のあたりなんかはもう泥だらけになってしまっています。こういう大阪府の管理しているところと、摂津市が管理しているところと分かれてると思うんですけど、大阪府の管理しているところについて、もう少しちゃんと管理をするように、清掃とかも含めて管理をするように申し入れるべきだと思うんです。その辺についてどう思われるのか。もし管理ができないんなら管理料もらって摂津市が代理で管理するというのを、とにかくこういうところは摂津市役所に向かう顔と同じようなところですから、玄関ですから、そういうところがほこりで泥だらけになってしまっているということは、許しがたいところがあるので、一度このことについて考え方と、それから大阪府の考え方についてご答弁

ください。

それから5番目、交通安全対策費の千里丘三島線道路改良事業でございますが、西側については平成24年度でほぼ完成ということでございます。ただこちらの工事に対しましては、非常に人通りが多いところですから、安全対策が非常に気になるんです。当然夜間の工事もあるでしょうから、近隣の住民に対する、住民説明についてもちゃんとやってもらえるかどうかということも非常に気になるところでございますので、一度その説明責任、近隣に対する説明責任をどう果たしていくのかということと、人通りが大変多い中での安全対策をしなければいけないというところで、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから6番目のLED灯の考え方でございますが、これは計画性を持って今後も対処いただきたいということでお願いいたします。理解いたしましたので結構でございます。

7番目の緑の基本計画改定事業でございますが、緊急雇用創出事業としての費用で行うということで、2年かけてやるということで、これは予算が繰り越されて2年間でいくということになるのでしょうか。

それと策定方法ですけれども、関係者、緑化推進連絡会などがありますから、ワークショップなども行って、市民レベルで作成をしていただいているのか、作成の考え方についてもご答弁をお願いしたいと思います。

それから8番目の住宅マスタープランですが、先ほど根拠法として住生活基本法というのをおっしゃられてましたけれども、この住生活基本法は国と都道府県は作りなさいということになってますが、

市町村まで作れというふうになってないように読み取れるんですけども、作らなければいけないという通達などがあるのであれば、その辺も一度教えてほしいと思います。先ほどいろいろ決めなければいけないということがありましたけども、作ってそれを実践していくことが非常に難しいでしょう。住宅開発をするのは民間企業がほとんどですし、市や行政がコントロールできるというのは公営住宅ぐらいしかないと思うんです。そういう中でどうやってコントロールしていくのかということになっていきますし、本当に必要なのかと、作った上でそれが活用できるのかということに疑問を持っています。それで今、根拠法はあるんですかということをお聞きをしてるんです。

例えば高齢者のための住宅確保などですと、それはそれなりの、別の計画が補足されてます。それからバリアフリーであればハートビル法とかいろんな法律があって、それぞれもうその分野ごとに法律があるので、わざわざそれを作るのはなぜですかということを知りたいので、再度理解させていただきたいなということで質問したいと思います。

それから、都市計画マスタープランの策定についてでございますが、先ほどご答弁いただきましたように、都市計画法に基づいて作らないといけないということになっております。その中に、先ほどもおっしゃっていただきましたが、第18条の2、第4項のところに、市町村が定める都市計画は、基本方針に則したものでなければならないという、拘束をされているんです。このマスタープランに則して都市計画を作っていないといけないということになっていきますが、前のマスタープランに基づいているのかどうか、というのは今回これまでに、例えば

南千里丘の関係で一部南千里丘のところの用途変更をしました。近隣商業地域に用途変更したりとか、また全市、ほぼ全市的に準防火地域に変更したりしてはいますけども、こういったことなども、マスタープランに基づいてできていっているのか。私も余り気にせずに都市計画の変更などについて審議をしてきましたけども、そういうことになってるのであれば、やっぱりこのマスタープランと比べ合わせる必要があったのではないかと、今さら考えたわけでございます。これまで振り返って、前のマスタープランに対して、合法であったのかどうかというのを、この際お聞きしたいと思います。

それから10番目の別府公園の整備事業についてでございますが、地元と協議を何度もする、その分手間が入るから高いんですよということになってますけど、入札で最終的に委託業者が決まることになるんです。この策定の仕方、ワークショップでやられるのか、それに委託業者がそれをやらせようのか、それとも市独自の公園みどり課が行ってワークショップをする、それについての答えをを委託業者が図面化するんですというシステムになるのか。それともその全部を委託してもらえるのか。もう少しその辺の委託形態もどんなふうにするのか、ご答弁お願いしたいと思います。

それから11番でございますが、ちびっ子広場の管理ですが、先ほどわかりました。借地だから返してくださいと言われてたということで、平成23年の時点でもう既に96か所となっておりますから。1個既に減らして、平成22年度と比べてないのでわかりませんが、1か所減りますよね。平成23年度も平成24年度も96か所となっております。3.47ヘクタールとなっております。確か、去年の後半のほ

うですよ、駐車場になったのは。だから平成23年度当初にはそのことがなくて、平成23年中にこのことが発生して、だから平成24年度には95か所とかに減ってたら、ああそうかとなるんですけど。金額も全部一緒やということになってますから、そのことを聞いたわけでございまして、なぜ減ってないんですかということですので、それは私が思ってるのと違うのであれば、そのことを教えていただきたいんです。

それから、少し観点が変わりますけど、あの地域はたくさん新しい住宅が建ちました。子どももすごい増えてるんです。本来ならあれだけの規模の開発をすると必ず、ちびっ子広場なり公園なりが要ると思うんですよ、要綱でいいますと。ところが多分あそこにちびっ子広場があったので、違うもので、例えば道路の提供とか、そういうもので提供するというに代えたのではないかと私は思うんです。それでちびっ子広場がなくなってしまった。そういう不具合が生じてしまっていますけども、そのことについて当時の経過とそれから今後の考え方について、担当課としてお聞かせいただきたいと思っています。

それから12番目、JR千里丘駅西口のエレベーターの設置でございますが、A'案となるということで、費用負担とか、どこが主体でやるんだと、エレベーターは今までやったら摂津市が設置をするということになってたんですけど、これをJRがやるんだという方向で協議を進めてこられたと思います。そのこととか、それから自由通路は不自由な自由通路です。例えば夜はシャッターが閉められて、摂津市がエスカレーターのお金を出しているにもかかわらず、その前でシャッター閉めて通れなくしてしまうという、

不自由な自由通路の問題とかなども、どういう協議になっているのか、教えていただきたいと思います。

それから自由通路のところに広告をつけるところがあるんです。今でもJRはお金をとるんです。B2サイズで1枚貼るのに、7日間貼ったら1万1,330円とるんです。都合のいいところだけ、そんなふうにお金はとるということになってますので、全部開放してもらって、例えば文化連盟にそういうところで展示がしてもらえると、そういうところまで踏み込んで、利用できるようにすれば、もっといいと思うんですけど、そういうこともあわせてご答弁お願いしたいと思っています。

それから13番目でございますが、境川のせせらぎ緑道についてでございますが、清掃風景がよく見えるんです。何回もやっているのをよく見ます。黒い物が出てくるんです。下に沈めてあるのが出てくるんです。気になるのは、最後に白い、カルキだと思うんですが、パーッとまいてるんです。カルキで消毒をされています。生物が生息できるような水辺にしようということもおっしゃったと思うんです。アメンボがおって、子どもが喜んでたりするんですよ。あんな物をまいてしまったら、生物は毒殺されてしまうということになってしまいます。その件はどうか、教えていただきたいと思うんです。

それから14番目の公園維持管理事業でございますけれども、できれば図面を作るもっと前から、呼びかけから始めていただいて、どんな形にするのかもみんな考えていけるような作り方を検討いただきたいなと思うんです。どうしてもできないのなら、柵はもうあれは高くするということはできませんので、それは

できたら行政のほうで考えるとしても、形まで全部決めてしもてやると、こちらの側の南側でやってるようなワークショップにはならないので、形を決める前にそういうことで始めていただきたいなというふうに思うんですが、これは要望としておきます。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理費の補償の件でございますけれども、平成24年度、51万9,000円を計上しております。これは平成23年度に減少した世帯のうち、水洗便所に切りかわった世帯を対象に補償しているということでございまして、例えば建て替えて建物を壊して新築するとか、もしくは更地になったような場合、こういった場合、これについては補償の対象とはしておりません。

現在、補償の対象となる件数としては10件でございます。今後増えるということも見込んで予算上は25件分の補償金ということで、51万9,000円を計上しておりますけれども、今現在は10件ということでございます。

減少した世帯数というのは、年度当初が571世帯あったのが、今現在は528世帯ということで43世帯減少しております。そのうちの10世帯は補償の対象ということでございます。

続きまして残数ですけれども、ただいま言いましたようにし尿につきましては定期収集世帯というのが今現在528件でございます。浄化槽については1,549基でございます。

目標年数、年間でどのぐらい減らすのかというようなことで、目標としては立ててはおりませんが、予想として量的に年間大体200キロリットルずつ、平成23年度についても減少しておりますので、このペースでいきたいなとは思っ

てますけれども、特にそのし尿世帯を何件減らす、浄化槽世帯は何件減らす、これは公共下水の啓発のほうでの取り組みになってまいりますので、業務係としてそういった目標件数というのは定めてはおりません。

それと東別府の件数でございますけれども、301件が対象でございます、平成23年度に66件分の家庭について汚水枳を設置していったということでございます。

あと、正雀終末処理場の処理単価が下がっているのがなぜかということでございますけれども、この処理単価というのは正雀終末処理場の前々年度の決算額、ですから平成24年度でいいますと平成22年度の決算額、これを基本にしまして、それを下水処理場に流入してきた水量で割って、1立方メートル当たりの単価を決めておられるということでございまして、その決算額でございますとか、流入してきた処理量、下水の量、それから本市が投入したし尿等の量によって単価が変わってくるということでございます。

それとクリーンセンター問題の解決に向けて、大阪府への対応ということでございますけれども、本市の基本的な考え方、優先案としては、中央水みらいセンターの中に公共下水道管への投入施設を設けるという案がございまして、もう一つの案として、吹田市の他の処理場で処理をしてもらおうという、この二つを優先案としております。中央水みらいセンターへの投入ということに関しては、新たに投入施設を設ける必要がございますので、とてもではないけど機能停止時期に間に合わないという中で、吹田市の処理場で全部処理してもらえればいいんですけども、これは地元の問題があってなかなか難しいという中で、吹田市と協議をしております。



ますのは、民間を含めて、それから吹田市以外の他の自治体での処理、これを組み合わせた方法について両市で検討しているということでございます。

ですから大阪府と協議をしてということも、優先案も別に捨てていないわけではないんですけども、今は機能停止時期を見据えた対応ということで取り組んでおります。大阪府のほうでも、基本的にはもう吹田市に処理場は譲渡されておられます。そういった中で以前から言われていますのは、下水処理場というのはそもそも、し尿を持ち込むような処理場ではございませんし、また地元とのバキューム車を搬入させないという約束があるということ、行政財産の目的外使用にも当たるといようなことから、難色を示しておられるという状況でございます。

もう1点、調整池の件でございますけれども、吹田市のほうで当初、不明水対策の中で調整池ということも検討されておられました。いろいろそれ以外に不明水対策を講じて来られて、今後その検証をするというふうに言われております。一つはその検証結果を見て、十分に効果が上がっていないということになれば調整池ということもあり得るかと思っておりますけれども、その検証が今の時点で終わっておりませんので、これは今の時点ではわからないということでございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 3番目の都市再生地籍調査の測量後の同意についてでございます。

この同意につきまして、私どもで測量を行う前に法務局の地籍図や明示境界図などを調べまして、官々と官民の境界を現地で落としております。そのため説明しますと、理解をしていただいた方、ほぼすべてが同意をいただいているような

状況でございます。

4番目の、モノレール摂津駅前から摂津市役所に続く連絡通路の管理の状況についてでございます。私どものほうで、大阪府が掃除してないということもありまして、モノレール駅前施設、モノレールの駅前広場の管理の中で、日常管理の中で朝夕のごみ拾い、これはやらせていただいているところでございます。ただ、施設も大分古くなってきまして、見てもおわかりになりますように、照明器具にクモの巣がついていたり、タイルが剥離している、こういう形でいろいろあって、その都度、私どもは大阪府に連絡をして対処を求めているところでございます。ただ、大阪府としましては、そういう対応につきましては担当職員のみが来て補修を行っているような状況だと聞いております。

大阪府ができない、管理ができないなら費用の負担をいただいて、摂津市が管理したらどうかと、そういう形、私どものやっておりますのは、朝夕日常作業の中、時間の許す限りの中でごみ拾いをやっているわけですが、これ以上掃除にかかる費用負担につきましては、しかるべき管理者であります大阪府がするべきでありますので、その分の負担は要望してまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは藤浦委員の2回目の質問にお答えいたします。

5番目の千里丘三島線の工事に対して、人通りの多いところなので近隣住民への説明と、人通りの多い中での安全対策ということでございますけれども、事業に当たりまして、平成19年から沿道の地権者、所有者に対しましては、事業着当初から個別に訪問して事業内容の説明

を行っております。本格的な工事につきましては、来年度、平成24年度から主に用地買収区域内、幸いなことに拡幅部分4メートル50センチほど拡幅する部分が大半でございますので、地下埋設分については、その中での作業となるんですけれども、まず地下埋設物工事をされる際に、現在所轄警察とも工事中の安全対策についての協議を行っているところでありまして、私どもの工事に進むに当たりまして、説明会なり、沿道への個別案内なり、周辺自治会の回覧による案内とかにつきましても、周辺の自治会長とも相談して協議を行いたいと思っております。また、警察とも協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、藤浦委員の2回目の質問にお答えいたします。

7番目の緑の基本計画につきまして、繰り越して行うのかということと、策定方法につきまして、ご答弁申し上げます。

2年にわたって行いますけれども、1年目はほとんどデータ収集に当たって、その進捗ぐあい程度の考察が入るかと思えます。2年目におきまして、重点地域の検討とか、これからどう進めていくのかという検討に入りますので、1年目と2年目とは分かりますので、一応予算上といたしましては債務負担行為という形であげさせていただいております。

それから10番目の別府公園の整備事業でございます。これについて入札かどうか、今の予定といたしましては、入札で行いたいと考えております。それからワークショップ形式、このワークショップ形式になるかどうかというのは今のところ、わかりませんけれども、何か会議を開きまして、周辺の方々の意見を聴取

し、その中でコンサルタントへ発注いたしますけれども、市の職員につきましても参加し、両方が参加して進めてまいりたいと考えております。

11番目のちびっ子広場の件でございますけれども、平成22年度、平成23年度ともに96か所となっております。千里丘東1丁目のちびっ子広場が駐車場になりましたのが平成23年度でございますので、平成22年度から平成23年度は同じ数でございます。ただ、平成24年度につきましては、この箇所につきましては1か所減となりますけれども、千里丘4丁目の竹の鼻ガード、これを出しましたすぐ東側に、ちびっ子広場が1か所できておりますので、差し引きゼロという形になっております。

それから、この千里丘東の場所においてちびっ子広場がなくなってしまうという件では、この周辺につきまして、広場、公園の設置が義務づけられます3,000平米以上の開発がなかったものと考えております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 9番目の都市計画マスタープランのところでございますが、都市計画法に基づき、市の基本構想に即したものでなければならないのではないかと、今までの、前のマスタープランにちゃんと合っていたのかということですが、南千里丘の用途変更、準防火地域の指定などがされているということで、それが合っているものかということですが、平成12年度に作成した都市計画のマスタープラン、この中でまず、まちづくりの方針としまして、南千里丘地域でございますけれども、にぎわいがあり活力あふれる都市空間づくりとしまして、本地域には公共公益施設の立地するシビックゾーンや鉄道沿いに

立地した広域拠点としてのポテンシャルを持つ北部都市核、千里丘駅周辺、西部都市核が位置することから、にぎわいがありライフスタイルの変化や市民ニーズに対応する活力あるまちづくりを進めますということがうたわれております。基本的には、こういう方針にのっとった形になっていると考えております。

それから準防火地域指定についてですが、これにつきましてもマスタープランの中で、防災まちづくりの整備方針ということが基本方針で出ております。平成7年の1月17日未明に発生しました阪神・淡路大震災は阪神間を中心とした広域な範囲に甚大な被害をもたらしました。本市ではこの災害による教訓を踏まえ、防災機能の強化、建築物の安全化により、災害による被害を最小限とするとともに、安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指しますという整備方針がうたわれております。これにつきましても、これにのっとった形で準防火地域の指定を進めておるということでございます。

それから、12番目のJR千里丘駅西口のエレベーターに関するものですが、南北分断問題でエレベーターの方向性が出てまいりました。これにつきましては自由通路の問題の協議が残っているということで、エレベーターの設置に関しては、我々も今、3者協議をやっておりますが、JR西日本、鉄道運輸機構は24時間の自由通路であることが条件としております。この件につきましては、現在も市内部の関係課とも協議を行っており、今後詳細につきましては、JR西日本と協議を進めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 8番目の住宅マスタープランの作成は本当に必要なのか、公営住

宅以外の拘束力がなく、ほかに補完できる計画がたくさんある。作成の必要がないのではというご質問にお答えいたします。

まず1点目、住生活基本法の作成の義務につきましては、市町村においては必ずしも作成の義務はございませんが、作成するほうが望ましいと考えております。

2点目、民間住宅のコントロールにつきましては、耐震改修促進計画や高齢者がやきプランとの連携をとりながら啓発を行い、行ってまいりたいと考えております。

また、新しい住宅マスタープランの中には、市営八町団地の建てかえ事業の実施方針や既に作成済みの摂津市営住宅長寿命化計画の見直しも含まれておりますので、国から社会資本整備総合交付金を受け、事業を行うには、今回策定する予定である長寿命化計画の作成が必要な要件となっておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 答弁が一つ抜けていまして申しわけございませんでした。

13番目の公園の維持管理につきましては、境川のせせらぎにカルキが入ってるかということでございます。

境川の清掃につきましては、午前中の答弁でも述べましたように、年に10回もしなければならぬということは、藻の発生がどうしてもございまして、繰り返していかねばならぬという形で、まず藻の発生、それから秋になりまして、ことしはかなり落ち葉が入り込みまして、少し不安定な状態となっております、それと、今年につきましては節電のためにせせらぎの停止状態が長かったものでございますから、子どもたちが水辺で遊ぶという形もございまして、次亜塩素酸

ナトリウムのカルキを投入した次第でございます。生物多様性の件につきましては、重々認識いたしております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1点目のし尿収集運搬委託料の関連でございますが、これからも、とにかく促進に努力いただきまして、件数を減らす努力をお願いしたいと思います。これはクリーンセンターの処理量にも大きく作用しますし、今後の移転問題と関係性が大変高いのでしっかりお願いしたいと思います。

それから、クリーンセンターの問題でございますが、先ほども申しましたように、吹田市のことも随分言ってきましたけど、一番最初の根源は、諸悪の根源と言ったら言い過ぎですけど、首謀者は大阪府でしたので、大阪府にはそれ相応の責任と誠意を見せてもらうということが必要だと思いますので、吹田市単独でというわけにはいかない場合には大阪府も巻き込んで、しっかりと解決に向かってお願いしたいと思います。

地元としてはもう一日も早く、時期を明確にしてもらうことを望んでおりますし、今は余り苦情は聞かなくなりました。これはなくなるということがもうわかってらっしゃいますから、皆さんもう我慢していただいておりますけど、それまでは臭いだけは十分苦情を聞いてきました。特に春から夏にかけて、風が住宅地のほうへ吹いてくるんです。そしたらもう窓を開けられないんです。ちょうどいい季節に窓を開けられないというような状態が続きますし、まさに夢にまで見た正雀終末処理場の機能停止でありますので、地元の思いをしっかりと汲んでいただいて、そして先ほども言いましたけど、以前には当時の三島町に切り捨てられたという思いを持っていますので、そのことも重々

汲んでいただいて、しっかり対応に当たっていただきたいと思っております。

それから協働によるまちづくりですから、一定の段階でしっかりと地元に対しましての説明会なりを開いていただきまして、正雀終末処理場の状態と、それから吹田操車場跡地利用を含めてですけども、しっかり説明責任を果たしていただくことを、これはお願いして、要望としておきたいと思っております。

それから3点目でございますが、都市再生地籍調査でございますが、同意はほとんどできているということで、内容がチェックされているのであれば、それは良としたいと思いますし、今後もせっかくお金をかけてやることでございますので、測量の内容とそれから全員が同意をしていただいて、きちっとしたものになるように努力していただきますように、お願いしたいと思います。要望としておきます。

それから4番目のモノレール駅前の管理でございますが、ぜひこれは大阪府に対しまして強く要望していただいて、作りっ放しということではあかんのです。清掃もせんなあかんし、メンテも点検もしないといけないし、できないのなら、お金を払ってしてくださいという姿勢で臨んでいただきたいと思うんです。特にここはもう市役所のすぐそばです。市役所の玄関です。そこがそんな汚いまま放置されているということでは、黙っていはだめだと思います。これはしっかりお願いしたいと思います。要望していただきたいと思っております。

それから5番目の千里丘三島線の件でございますが、説明責任をちゃんと果たしてもらうということでございますので、あとは安全対策を、朝と夕方は非常に人も自転車も多いところでございますので、

万全の安全対策をとっていただきながら、工事を進めていただきたいということで、要望としておきたいと思います。

それから都市計画のマスタープランと緑の基本計画、それから住宅マスタープラン、この三つ合わせて話しますが、作るときは一生懸命作って、置きっ放しなんです。結局、沿ってるのかどうかわからないということで、総合計画は確かにいつも総合計画に照らして審議をされます。ところが、こういう計画は、都市計画マスタープランに即してどうだというようなことは議論に上がってこないということは、議会の中でも余り課題にならないということは、市民にわかるように作るというようになってますが、市民にはよくわからないのだと思うんです。だから作り方が問題だと思いますし、今度はやっぱり市民レベルで、協働ということを大事にさせていただくということでございますから、丸投げしてしまうということではなくて、しっかりと公募市民を入れたり、ワークショップを行ったりしながら、市民にわかりやすい、市民の意見の入った、しっかり活用ができる、その目標に向かって進んでいけるプランにさせていただくということを、これぜひ要望しておきたいと思います。三つともそういうことでお願いします。

それから別府公園の整備事業でございますが、入札ですから実際のところはもっと安い金額になるかも知れませんが、これも協働のまちづくりの中での実施ということでございますから、しっかりと周辺の皆さんの意見が反映できる、そういう公園の整備にさせていただきたいということで、要望しておきたいと思います。

それから、ちびっ子広場の管理事業ですが、桃山住宅が持ってたところは3,000平米以上あると思うんです。3,

000平米ないとおっしゃいましたけど、結構広いです。何十軒と建ってます。だから何か代替でしたのかと私は思ったんで、そのことを指摘してるんですけど、もしそうであれば、何か広場的なものを考える必要があるのではないかと私は思っているんです。そのことをもう一度お聞かせください。

それから13番目の境川せせらぎ緑道のことですが、今言われたように、確かに節電で水がとまっていますから、それだけ水質が悪化するということで、プールと同じような考え方でいくと、子どもが入っても安全なようにということになるかも知れませんが、この辺は非常に考え方が逆行してしまうところで、入ると生物が死んでしまうしということで、難しいところだと思いますけれども、しかし、生物多様な水辺という部分は忘れずに、何とかやっぱり頑張らせていただきたいと思うんです。

特に管理について、前も言いましたけど、近くのマンションで自治会が立ち上がりそうだと、そこに委託ができるような可能性があるということでございました。エコイクフェスタであかりプロジェクトをやられてましたけど、そのときもそのマンションの周辺はその方たちのクラブだそうなんですけども、ペットボトルを並べてあかりをつけられてました。そういうところへの協働という意味でランド水路みたいに、委託で一緒に管理できていくような体制の構築も、これは要望としておきますので、しっかりお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 先ほどの千里丘東の開発の件でございますけれども、土地としては1筆でございましたけれども、分けて開発いたしておりますので、3,

000平米以上にはなっていないということでございます。

○山本靖一委員長 開発指導の担当との協議がどういふふうになってたのか答弁してください。

この場で暫時休憩します。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

林課長。

○林建築課長 千里丘東1丁目の桃山住宅の開発につきましては、開発面積2,400平米でございまして、ちびっ子広場の面積を算出する必要なかったということで、隣につきまして、区画が別で道路がありますので、分割しての開発ということで、大阪府の許可も要らないという形で聞いております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 真ん中に道路を先に作ったから、道路の両側に分けられたということですよ。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 そういうことでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それを言われたら、先に道路をつけたら、何ぼでも分けられるということになります。結局、本市では、そういうふうにできますよと、一つの前例ができてしまったことになると思うし、何ぼ大規模開発でも、道路さえつけば何ぼでも割れるという考え方になってしまうから、それはまずいんじゃないですか。やっぱり、一団地としての扱いになるんじゃないですか。その件について答弁をお願いします。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 従前において道路があったということでございます。それで、新

たに道路を設置しての開発ではなく、もともとあったので、区画ケースの変更に当たらないということで、当たる分については2,400平米で府の開発許可も受けておるということでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 確かに細い道路がありました。それにしても、開発するためにはその道路を拡幅しないとだめだったわけで、その道路自体もさわっているわけですから、この辺は一遍、要綱を見直して、隣接して大きな区画で開発する場合については、考え方を改めるべきではないのかと思うのですが、その点は要望しておきます。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

木村委員。

○木村勝彦委員 それでは、正雀終末処理場の施設維持管理負担金、平成23年度の補正予算で400万円減額されて、今度24年度で整備負担金を3,054万6,000円、管理委託金が1,345万2,000円ということで計上されておるんですけども、先般の本会議でも、代表質問でも大いに議論をされましたように、この正雀終末処理場が、25年度中旬に機能停止をするということも、既に吹田市のほうでは決めておられます。

そしてまた、機能停止をした後、どうするんだという、いろんな処理案について、摂津市等とも協議をしながらやってきているんですけども、流域下水道へ接続をするということについては、摂津市に既に同意をしておしまっているわけです。

だから、そういうことになってきますと、クリーンセンターの問題が解決をされたら、それはいいことはないんですけども、残ったときに果たしてどうなるのかということの問題が出てくると思

ます。

そういうときに、整備負担金、管理負担金が摂津市としてどのような形になっていくのか。この辺のことについて、お答え願いたいと思います。

それから、この後の議案で自転車安全利用倫理条例の審査を行います。摂津市の場合、そういう条例や宣言、制度を立案、企画したときに、それをきっちり説明されておるかといいますと、なかなかそういうふうになっていない部分があります。

例えば、平和都市宣言をして、それに伴って平和公園を作ってきたという経緯の中で、今ではその平和公園が全く機能してないというような状態です。それで、今後はそういう条例を作って、魂を入れていくということになれば、やはり受け皿として、正雀にある交通公園、こういうものを活用して、自転車の運転のマナーの啓発という形でやっていくということがなかったら、条例だけ作って、受け皿がないということでは魂が入っていませんし、そういう点では、正雀の交通公園が今、どういう状態になっておるかといいますと、全くそういうことには利用されておらないということで、以前にもそのことを私は指摘したんですけれども、未だに放置をされておりますし、そういう点では交通公園の管理はどうなっておるのか。その辺のことについてもお知らせ願いたいと思います。

それで、これは先ほど申し上げましたように、平和公園でもそういう形で、過去にも質問をして、この前に平和集会があったときに、市長も来られて、いろいろとあいさつされて、セレモニーをやっている段階で、全くベンチも椅子もないという状況の中で、みんなが長時間立って話をしたり、話を聞いたりしなければ

ならないということがありますし、せせらぎ水路も埋め立てられておりますが、復活させて、ベンチも設置をして、ミニコンサートなんかができる、これから春になれば桜を見に、あそこへたくさんの方々が来られます。そういうときにも、そういう市民がベンチに座って憩えるというような公園に、私はしていくべきだと思っておりますけれども、問題提起をしても、一向にその問題が進んでいないという現状は大変憂いております。

先ほど申し上げましたように、やはり制度を作ったり、条例を作ったりしたら、それに伴う魂を入れていくということの施策をきっちりやしてもらわんといかんと思っておりますけれども、その辺の考え方について、お答え願いたいと思います。

それから、安威川ダムの問題、これから進めていくという方向で取り組んでおられるということですが、昨年の3月11日の東日本大震災、あの大きな津波で防波堤が飛んでしまったというようなこともありましたし、先般のいろいろなシミュレーション、テレビでも見ておりますと、仮に震度7ぐらいの地震が来てしまいますと、津波が高槻市あたりまで行ってしまうということが報告をされておりました。

そうなりますと、せっかく設置をした番田水門も、これは飛んでしまう可能性も十分ありますし、そういう点ではせっかく設置をした番田水門の内水排除の問題があります。上のほうから水がどんどん来ないように、一日も早いことダムを完成してもらって、そこで一時、水を抱いていただいて、下流側の安全安心を守っていくということになっていかなければならないと思っておりますし、摂津市議会も、全会一致ではなかったですが、安威川ダム促進決議も上げておりま

す。そういう点では、東南海・南海地震等についても、遠い時期にならないで、近い将来、発生するということも言われておりますし、そういう点ではやっぱり、一日も早いダム建設を完成させてもらおうということは、私は摂津市として、大阪府、茨木市、国に対してきっちりと物を言って、早い完成を目指して頑張っていくということが必要だと思うんですけども、その辺の、摂津市としての今日までの取り組み方について、御報告を願いたいと思います。

それから、街路樹の剪定ですけども、これは2年に1回、公園等の整備はされておりますけれども、街路樹の剪定というのは、以前にも私は当委員会なり、本会議でも指摘をしてきましたけれども、烏飼野々3丁目の緑道帯でも、長年、剪定がされずに、カラスが巣を作って、周辺の住民に襲いかかってくるというような、大変危険な状況もありました。今年はどうなっているかということで見ますと、今年はまだ既にきっちりと剪定をされておりました。

あの並木は、秋の紅葉の頃にはきれいな風景になりますし、あそこの緑道を大切にするとということになれば、やっぱりきっちりと公園のように2年に一遍、大木の剪定をしていくということをやってもらわなければならないと思うんですけども、過去の剪定の経緯、今後の剪定の計画、そんなことについて、この機会にお聞きをしておきたいと思います。

それと、145ページから147ページの各種団体の負担金について、この役割、実績みたいなものを、この機会に改めて聞いておきたいと思います。

天下り先になっている組織がたくさんあるということで、相当、全国的にも抑制をされてきている部分もありますけれど

ども、どの団体がどういうふうな役割を果たして、どういう組織になっておるのか、そういう天下りの受け皿にはなっていないのかどうか、その辺のことについてのお考え方を、この機会に一つ聞いておきたいと思います。

補正予算の都市計画審議会委員の報酬というのは、これは開かれなかったということですけども、近年、都市計画審議会に係るような、摂津市としての計画、そういうものが今後、出てくるのか、出てこないのか、その辺のことについても、この機会に改めてお聞きしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 1点目の正雀終末処理場の整備負担金についての考え方でございますけれども、以前からこの問題について、吹田市と協議をしております。

本市が吹田市に言っておりますのは、整備負担金というのは、正雀終末処理場で本市のし尿を最後まで処理をすると、そういう前提のもとに、摂津市が今まで負担してきたものでございます。ですから、仮にその問題が解決せずに、クリーンセンター問題が残ったままで、そのときに吹田市が処理をされないのであれば、当然、これは整備負担金としては払えないだろうと。問題が解決せずに処理場機能も停止されずに処理をしていただければ、これは協定に基づいて支払いをしていかなければならないということで、機能停止されて、処理をされない場合には、整備負担金は払えないというのが、摂津市の主張でございます。

吹田市は以前から、この負担金というのは、建設としての負担金なので、もう建設した時点で負担割合は決まっているんだと。それを単に分割して払っている



だけなんだと。そういう認識を示されておりましたが、その後の協議によりまして、摂津市の考えについても検討したいというような回答をいただいておりますので、そういう方向で我々も今後、協議をしていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 安威川ダムの関係のご答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど、ご答弁させていただいた内容と重複するかもわかりませんが、安威川ダムにつきましては、政府のダム事業再検証の対象となった中で、大阪府が河川整備委員会において、検証を行ってまいりました。その検証に当たる都度、安威川の沿線の首長が寄る中で、早期着工という形の中で、その都度、茨木市、摂津市、高槻市あたりの首長も含めた形の中で、早期着工をしてくれという内容で、随時、要望をしておったところでございます。

そんな状況の中で、3月11日の東日本震災の中で、表にこそ出ませんでしたでしたが、ダムの崩壊等もあったという、その辺の内容で、かなり慎重な形の中で検証もされた。その検証の結果、ダムが妥当であるという形の中で、平成23年10月13日付で国土交通省のほうにダムが妥当という報告書を提出されて、今現在、国の有識者会議の中での承認待ちという状況になっておる状況でございます。

その都度、大阪府のほうへは、早期のダム着手ということは、会議等、その都度、あるたびには摂津としても要望はしておるところでございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、公園についての質問にお答えさせていただきます。

まず、交通公園でございますけれども、現在の状態につきましては、草などはかなりきれいな状態になっております。それから、交通標識等につきましては、少し古びておりますけれども設置されております。それから、信号機でございますけれども、信号機もかなり錆がきておりますけれども、これは点灯が可能な状態となっております。

前回の委員会でもご質問をいただきましたようにPR不足ではないかと考えております。ですから、ホームページを立ち上げまして、交通公園のPRに努めてまいりたいと考えております。

それから、平和公園につきましては、現在、大型遊具を撤去いたしまして空き地となっております。それから、せせらぎ水路については、かなり前から水がとまっておりまして、カリヨンのところから水が出まして、せせらぎ水路に流れる状態になってまいりました。

このことにつきまして、原因及びこれからどのようにしたら水が流せるのかということにつきまして、平成24年度につきまして、コンサルタントのほうへ発注いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 各種負担金についてでございますが、大阪中央環状モノレール建設促進会議負担金として1万5,000円を負担しております。これにつきましては、現在、門真市までモノレールが行っていますが、門真市駅から八尾市までのモノレール延伸を促進する会議としてできております。

参加市につきましては、茨木市、摂津市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市となっております。これにつきましては、昭和59年8月から発足してお

ります。

それから、都市計画審議会が平成23年度は開かれなかったということなんですけど、平成23年度は案件がなかったことにより、やってないんですけども、今後の案件につきまして、予定されるのは、生産緑地地区の買い取り申し出等、廃止の案件が出てくれば、生産緑地地区の変更、それから先般、議員にも説明させてもらい、住民意向のアンケート調査をさせてもらっています、大阪府がみどりの風促進区域というのを指定しております。この区域で地区計画を指定していくということで、住民ニーズを聞きながら地区計画の設定を、できればしていきたいと考えています。

それから、もう1点、平成24年度から平成25年度にかけて、大阪府下で都市計画道路の見直しが行われます。その内容で今後、検討していきまして、都市計画道路の変更等が出てくれば、これも都市計画審議会に諮っていききたいということで考えております。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、公園の負担金について、お答えいたします。

加盟しております団体につきましては、大阪都市公園協議会でございまして、これにつきましては、大阪府下の市町村で構成いたしております。目的といたしましては、市町村の都市公園に係る共通問題の協議や研修、公園行政の円滑な実施とか、大阪府の考えでありますとか、市町村の各考えについて、情報を収集いたしております。

大阪府につきましては、オブザーバーとして参加いたしておりますけれども、これが天下りの温床になっておるとかいうことは、ございません。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 大阪府開発指導行政協議会負担金でございしますが、協議会は開発指導行政関係機関の密接な連絡協議と、開発の業務の向上、充実を図ることにより、開発及び宅地許可制度の円滑、かつ的確な運用等、良好にして安全な抛出金の推進に資することを目的として業務を行っています。

具体的には、開発許可関係の実務研修会や開発機関に伴う調整会議の開催、宅地防災技術研修会、テキスト等の資料や市町村の事務分担表作成を行っていただいております。

また、これについても天下りの対象ではございません。

続きまして、大阪府市町村営繕主務者会議の負担金5,000円につきましては、主な内容につきましては、公営建築物の営繕に係る諸問題について、協議や施設見学会を行うものであります。

最近の話題につきましては、諸経費率が変わってございます。これについての協議とか、資料収集を行っていただいております。

続きまして、大阪府建築物震災対策推進協議会の負担金でございしますが、協議会の主な内容につきましては、既存建築物等の耐震性向上の推進に関する事業、被災建築物等の応急危険度判定の実施体制の整備に関する事業、その他、建築等の震災対策に関する事業を行っていただいております。

具体的には、耐震診断、改修窓口の運営、耐震診断改修講習会の開催、耐震改修指針の講習会の開催等でございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 街路樹の剪定に対してお答えいたします。

本市では、街路樹の剪定作業といたしまして、街路樹の美観、道路緑化機能の

向上、維持、形状の調整を目的として、毎年、夏季、冬季に分けて、樹木の剪定を行っております。

夏季の剪定につきましては、主に台風対策といたしまして、千里丘三島線のプラタナス等の落ち葉対策を中心に剪定を行っております。

冬につきましては、美観の維持、樹形の維持、落ち葉対策を目的としまして、新在家鳥飼上線のイチヨウ等を中心に剪定しているところでございます。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、木村委員の1回目の質問の自転車安全利用倫理条例にかかわる分で、交通公園の利用を図るべきではないかというお問い合わせにお答えさせていただきます。

自転車につきましては、家庭、地域、学校での繰り返しの、教育していくことが大切かと存じております。

交通公園が使えるようになれば、遊びの中で、地域の中で、そういう勉強をしていけるのかなと思っておりますし、また、私どものほうでも有効利用を図れないかと検討してまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 街路樹の剪定の件で、過去の経緯ということが抜けておりました。

過去、5年間にわたりまして、まず、平成19年度が810万円、平成20年度が780万円、平成21年度が910万円、平成22年度が800万円という金額をもちまして剪定をしております。

内容等につきましては、高木が約1,400本、低木剪定が約150本、あとは寄せ植えの剪定、これが大体5,000平米ぐらいになっております。あとは年1回除草という形で、4,500平米

という形の内容を、5年間継続してやっております。

○山本靖一委員長 平和公園のベンチの質問もされておりますし、大阪府都市計画協会負担金とか、あと4件の答弁が残っております。

新留課長。

○新留都市計画課長 負担金につきましては、大阪府都市計画協会負担金につきましては2万円を負担しております。これにつきましては、大阪府下の自治体により負担しております、金額につきましては、人口により負担金を決定しております。

本市の場合は3万人以上10万人未満ということで、2万円を負担しております。

それから、大阪府都市計画街路事業促進協議会負担金につきましても、2万円負担しております。これにつきましては、通常会費が1万円、特別会費、これは全国街路事業促進協議会により一律1万円となっております。通常会費につきましては、これは人口により負担金を10万人未満ということで1万円となっております。

それから、大阪市街地再開発促進協議会負担金につきましては5万円。これにつきましても、人口によりまして、50万人未満ということで5万円ということです。現在、本市は千里丘西の再開発事業計画も検討しております関係から、促進協議会に入っておるところでございます。

それから、大阪府景観形成誘導推進協議会負担金、これにつきましては1万円を負担しております。これは大阪府の景観形成誘導推進協議会設置要綱に基づきまして、支払いをしておるものでございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 平和公園のベンチについてでございますけれども、先ほど言いました、せせらぎ水路と同時に検討してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 各種負担金について、実績や本当に摂津市に必要なのかというようなことを聞かれているんですけど、次の質問でもう一回言っていただきます。

木村委員。

○木村勝彦委員 先ほど、質問を一つ漏らしておりましたので、追加したいと思うんですが、補正予算の17ページ、自動車駐車場使用料の問題ですけれども、市内には市営駐車場があるんですけども、料金にばらつきがあります。

例えば、正雀に限って言いましても、駅前の市営駐車場と周辺の民間の駐車場との間には、料金の格差が生じておりますし、JR千里丘駅のフォルテ摂津の駐車場とJRの側道の駐車場を比較しましても、JRの側道の駐車場は1日400円、フォルテ摂津の駐車場は、初期料金が300円ということになっておりますし、そういう点では非常に公的な要素の強い駐車場について、料金が高いということもありますし、利用者にとっては、安いほうにいつてしまうということで、駐車料金が落ちていくということに、つながっていくのではないかと思います。

大阪市内でも、非常に低い価格に抑えてきておりますし、その辺、摂津市の駐車場の料金について、公的な駐車場の料金問題等について、真剣に取り組むべきではないかと思うんですけども、その辺のことについて、お聞かせ願いたいと思います。

それから、正雀終末処理場の負担金の問題、今、答弁があって、当然そういうことで、機能停止をされて、摂津市の対

策が講じられない場合は、負担金を払えないということはわかるんですけども、これは吹田市、摂津市の協議が順調に進んでいけばいいんですけども、クリーンセンターの問題、今のところ、両市の間には温度差がありますし、吹田市として、平成25年中旬に機能停止をした段階で、先ほど申し上げましたように、もう摂津市も同意してもらっている流域下水道施設ということをやっている可能性も、私は十分あると思うんです。

だから、そういうことでは、クリーンセンターの問題が積み残しになって、吹田市と摂津市との信頼関係、行政間の協力関係みたいなものがなくなってしまいますし、そのことが、ひいては国立循環器病研究センターの誘致の問題にも大きく影響してくると思います。

国立循環器病研究センターの移転問題がどうなるかということ、先ほど来、相当先になるのではないかという話もありますけれども、やはり、私は一面においては、今の新聞報道を見ましても、箕面市も国立循環器病研究センターとの協議を進めていく中で、一番、難しい問題である北大阪急行電鉄の延伸問題でも、先般、日本経済新聞にも報道されましたように、もう予算化して取り組んでいくということになれば、やはりそっちに行く可能性もありますし、ある程度、私は結論としては早く出るのではないかなという感じもしています。

そういう点ではやはり、クリーンセンターの問題は、一日も早く解消していかねばなりませんし、そういうことを吹田市はどうしても協力できないということになってくれば、摂津市として、やはり先般の代表質問でも私どもの会派のほうからも申し上げましたように、工事用車両について、一定、歯どめをかけて

いくというようなこともやらなければならないということになってきますし、そういう点では吹田市との協議は一日でも早く、両市が協働して国立循環器病研究センターを誘致をするんだということの取り組みがなされるべきだと思います。

一日も早い、クリーンセンター問題解消に向けて、より一層の努力、とりわけ吹田市の摂津市に対する協力という形が出てこなければならないと思いますので。先般も吹田市の議員とも話をしたんですけれども、吹田市のほうは、国立循環器病研究センターについては全会一致で操車場跡地へ来るように、決議を上げて国へ出しておられます。

しかし、吹田市議会の中では、やはりクリーンセンター問題、それに伴うし尿の処理について、し尿の処理は市町村固有の問題であると。だから、市域を越えて処理することはないんだというようなことを、市議会でおっしゃっておられますし、そういう点で、過去の経緯について認識があるのかということを確認しますと、ベテランの議員ですら、そういう覚書とか、協定とか、そういうものがあつたということについて、認識がないということで、吹田市議会でも、この問題について、質問をされておると思うんです。

だから、やはりそういうクリーンセンター問題、行政も議会も、お互いに吹田市、摂津市が共通認識を持って、一緒に取り組んでいくということが、私は一番求められておると思いますので、やはりクリーンセンターの処理の問題については、吹田市に対して、強く食い下がっていくということをやすべきだと思うんですけれども、先ほど来、若干、答弁をされておりますけれども、その辺の決意について、お聞かせ願いたいと思います。

それから、ダムの問題は、これは長野

県の田中元知事が脱ダム宣言をされて、全国のダムがとまってしまいました、ある程度。そういう中で、前原元国土交通大臣が推進されていく中で、今現在は、またダムは必要だということで、推進するという方向に向いておりますけれども、やはり国も地方自治体も、ダムの必要性について、市民の生命、財産、国民の生命、財産を守るためには、必要なのか、必要でないのかということも、確信をもって取り組んでもらわなければいけないと思うんです。

安威川ダムの問題に限っていえば、車作の水没する地域の住宅は全部、もう山のほうへ上がっております。そういう点で、もうダムのアーチの基礎部分についても、できかかっている段階でダムをとめるということについては、非常に認識の甘さがあるなという気がしましたし、結局は、また再開をしていくという方向に向いてきましたし、そういう点でやはり、そういう大きなプロジェクト、事業について、確たる取り組みをするということの決意をもってやらないと、ふらふらしてたのでは、どこへ行ってしまうかわかりませんし、結局、時間の無駄、あるいは経費の無駄、いろんなことが派生してきますので、やはり安威川ダムの促進については、摂津市としては下流側の摂津市の市民の生命、財産を守るという立場で、しっかりと、早いこと、実現をしてもらおうということにしてもらわないといけないと思うんです。

震災が来て、津波が押し寄せてくるという可能性は十分あるんです。そういう点で東北地方の問題ということだけではなしに、やはり、大阪の市民の生命、財産を守るという、そしてまた、当然、摂津市の市民の生命、財産を守るという立場から、一日も早いダムの促進に向けて

の取り組みを進めてもらうということ、これは要望にしておきます。

それから、各種負担金の問題は、例えば、今いろいろと説明されましたけれども、モノレールについて、現状どうなっておるかといいますと、今、大日から西のほうは、門真市まで行っておりますけれども、そこから先は今のところ、工事がとまっておるはずです。

だから、そのとまっておる段階でも、負担金を払っていかなければならないのでしょうか。しばらくとまっておる段階では、当然、事務量も減ってきますし、人件費も減ってくるはずですから、補助金の見直しも、必要ではないかと思うんです。

だから、摂津市にとっては、わずかな金額ですけれども、全体の関係からすれば、それなりの負担金の見直しということも求めていくべきだと思うんですけれども、その辺の市の認識をもう一度、聞かせてもらいたいと思います。

先ほど申しあげましたように、とりわけ、平和公園はそういう、今答弁をもらって、今後、努力してもらうということに、大いに期待をしたいと思うんですが、交通公園については、前にも私はこの場で指摘をして、有効利用するようにということをおっしゃっていました。

そういう中で、自転車安全利用倫理条例を作る段階では、当然、その受け皿として、そういう施設を作っていくって、例えば、摂津市の小学校の生徒をそこへ連れていって、そこで先生が指導するというようなことも、年に一遍やるとか、あるいは年に2回やるとかという形で、三つ子の魂百までと言いますが、小さいときからそういう自転車の交通マナーを教えることが、自転車の交通事故を少なくしていくということにつながっ

ていきますから、そういう点では、なぜ今までそういうことに着目をされなかったのか。自転車安全利用倫理条例を作られるときに、そういう交通公園の有効利用を図っていくということも考えられなかったのか。その辺のことについて、もう一度、答弁を願いたいと思います。

街路樹の剪定問題は、さっきも申しあげましたように、鳥飼野々3丁目の緑道は、うっそうと茂ってしまって、空の部分がふさがれてしまうというような状態になっておった時期もありました。最近、私もその問題を指摘をして、樹木の剪定をしてもらって、カラスの巣もなくなってきましたし、最近、非常にきれいにはなっておりますけれども、まだ、シーズン前になりますと、うっそうとしているということがありますから、定期的いきっちりとその辺は剪定をしていくということを改めて要求しておきたいと思うんですけれども、その辺の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、木村委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

倫理条例制定に当たって、交通公園をもっと有効利用する方法を当初から考えておくべきではなかったかというお問い合わせでございます。

私どもも、実際、交通安全教室なりでは、学校に出向いたりという形ではしておりますけれども、交通公園が正常に機能しました折には、有効利用も図ってまいりたい。図るためのことを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、駐車場使用料につきましてのお問い合わせについてなんですけれども、今までの条例でいきますと、最初の30分が2

00円、それ以降、30分ごとに100円ずつ上がっていくということで、8時間まで1,700円という形をとらせていただいております。今回、最初の30分が100円、30分ごとに100円上がっていったら、5時間の1,000円で24時間まで1,000円がマックスという形をとらせていただいております。

駅周辺には、24時間400円から1,000円までが多いのでございますけれども、それを侵さない程度でということと、今回1,000円という形をとらせていただきました。それによって、駅周辺の方の利用率を向上していただけるものと考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 料金のバランス、金額が違うというご指摘です。その点について答弁をお願いします。

山本課長。

○山本道路交通課長 市営駐車場、私どもが管理しているものについては、同じ料金にはさせていただいてはございます。ただ、小川駐車場だけは所管が別になっております。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 クリーンセンター問題の解決に向けて、決意ということでございます。

部長も答弁しておりましたように、本会議での答弁でございますけれども、処理場もクリーンセンターもないということが、両市にとって最善ということと、それに向けて、両市が協力をする必要があると考えております。

特に、処理場につきましては、吹田地域の下水を処理するために、本市に処理場が設けられたという経緯がございます。そういったことを考えますと、やはりこの問題が、本市の固有の問題であるというふうな吹田市の認識はとても受け入れ

られないと考えておりますので、引き続き、今後も強く、吹田市に対して協力を求めていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 野々3丁目の西面八防緑地の樹木の剪定について、ご答弁申し上げます。

この緑地につきましては、平成23年度になって剪定したわけでございますけれども、その前につきましては、平成21年度に剪定を行っております。ですから、この2年間で繁茂してきたわけでございまして、これからも繁茂の状態を見ながら、定期的に剪定をしていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 吉田次長。

○吉田都市整備部次長 それでは、大阪中央環状モノレール建設促進会議負担金ということで、1万5,000円を予算化しておるところでございますけれども、実は、これはいろいろ経緯がございます。木村委員もご存じだと思いますけれども、我々が吹田市から南伸を、第2期と思っておりますけれども、南伸するとき、東大阪市や八尾市、大東市も含めまして、皆、応援をさせていただいて、何とか門真市まで、京阪のところまでたどりついていません。そのときに、いろんな形でバックアップ、応援をいただいた経緯の中で、そうしたら、次に門真市からそれ以南にモノレールを南伸ということで、計画が進められておりましたけれども、経済情勢とか、いろんな環境の中で、今現在、ご存じのとおり、とまっているという状況でございます。

ただ、やはり東大阪市なり、八尾市は何とか南伸をしてもらいたいということで、要望なり、いろんな活動をしておられまして、摂津市もそういう経緯を踏まえまして、今日まで、この促進会議のほ

うに参加してまいりました。

ただ、経済情勢も含めまして、財政状況も厳しい中で、なかなか延伸は目の目を見ないというのが現実でございます。

その中で、今現在、茨木市と摂津市、そして、守口市でございますけれども、今後、継続的に、この会に入るかどうか、一応、今回は上げてますけれども、再度、協議したいと考えています。昨年も、この話を持ちまして協議をさせていただきました。でも、もうちょっと様子を見ようかというのが、現状でございます。やはり今日まで摂津市のモノレール事業に応援をいただいたという部分は重く受けとめるべきというのが、今現在の気持ちでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 駐車場の料金の問題、やはり、周辺の民間の駐車場とのバランスは確かにあると思います。しかし、利用者の側からすれば、民間であれ、あるいは市営駐車場であれ、やはり安いほうにいてしまいます。フォルテ摂津は1,000円、近くの駐車場は1日400円、倍以上の料金を取られるなら、当然、安い方へ行きます。

そうしたら、フォルテ摂津の駐車場の使用料が下がっていきます。それでいいのか、その辺のことについても市としては民間駐車場とのバランスも考えながら、摂津市の直営の駐車場の料金についても、さらに見直していくということも、民間駐車場との協議をしながら進めていかないと、その格差のままでしておったら、売り上げが落ちるばかりです。だから、その辺のことについて、きっちりと取り組み、改めてもらいたいと思います。

それと、交通公園の問題ですけど、交通公園が整備されたらということで先ほど答弁がありましたけれど、条例を作

るときには、交通公園があるんだから、これを整備して、一緒にスタートさせていくということが必要であって、これから整備していくんだということでは、泥縄式になってしまいます。

条例を作るときには、受け皿をきっちり整備していく、魂を入れていくということに着眼をしてもらって、今後、そういうことについての、取り組みについては、先進的に取り組んでもらいたいと要望しておきます。

クリーンセンターの問題、先ほど来、再々、答弁してもらっておりますし、これ以上突っ込んでも答えが出てこないと思いますし、代表質問でもやられておりますけれども、やはり摂津市として、吹田市との協議、お互いに近隣の市町村として信頼関係を保って進めていくということにならないといけないのに、今のところではそういう信頼関係が若干崩壊をしかけてるのではないかという気がします。

そうやってきたときに、先般の代表質問でも言いましたように、例えば、吹田市が処理場の解体作業に入ったときに、その工事車両はどうするんだということになったときには、摂津市は協力できないということになり、処理場の周囲、どこも出られないということにもなってきます。そんなことでは処理場問題は解決しませ。吹田市に譲歩をせまって、一日も早いクリーンセンター問題の解決について、吹田市が今までの40年間、迷惑をかけてきたということ、大阪府に責任を追及することも、これは大事ですけども、大阪府は既にもう、吹田市にあの施設を譲渡してしまっているわけですから、やはり譲渡を受けた吹田市が責任を持つというのが基本だと思うんで、吹田市に対してもっと譲歩をせまっていくと



いう交渉をこれからもしていてもらいたいと思います。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 委員の皆さんがそれぞれ質問していただきましたので、重複することなく、質問したいと思います。

また、重複するところは視点を變えて質問しますので、答弁をよろしく願いいたします。

まず、交通指導業務委託料の516万円。これは平成23年度から新たな契約になっていると思うんですけど、この内容をお聞かせください。

自転車利用者指導委託料で、平成23年度が1,658万7,000円で、平成24年度が1,492万9,000円で、165万8,000円安くなっています。この内容をお聞かせください。

それと、代表質問で、聞きたかったんですけど、時間の関係で聞けなかったもので、今回、この委員会で聞かせていただきます。

公共施設巡回バス運行管理業務委託料のところと、市内循環バスの運行補助金の件に関しまして、この中で市が補助を行っている市内循環バスは、路線バスと認識しますが、これの経緯、どのような経緯でこのようになったか、それをお聞かせください。

続きまして、予算書141ページ、狹隘道路整備助成金に関しまして、1,000万円ございます。この現状をお聞かせいただきたいと思います。平成23年度の補正では、300万減額しておりますが、現状をお聞かせください。

続きまして、予算書145ページの、緑の基本計画改定業務委託料の819万円、これは全部、国費で出るということは、先ほどの答弁でお聞きしているんですけど、これが本来は平成22年度に

見直しになるはずだったと思うんですけど、平成9年度から平成32年度まで、それが総合計画との関係で、平成24年に見直しという形になっているんですけど、この辺の流れと、また、公園台帳作成委託料のところ、115万円の予算の中、平成23年の補正で59万6,000円減額しております。この差をご説明をお願いします。

次に、予算書147ページ、さくらづつみ植栽工事で、190万円が出ております。この内容をお聞かせください。

続きまして、予算書149ページの公園等砂場消毒清掃委託料であります。これは平成21年度、平成22年度、緊急雇用の事業で砂場の清掃をされております。この緊急雇用の事業でかなり砂場をきれいな形にされていると思うんですけど、その後のこの取り組みに関してお聞かせください。

続きまして、公園遊具補修事業と公園遊具取替事業であります。補修事業のところでは、平成23年度は620万8,000円になっているところ、平成24年度では、995万8,000円になっております。公園遊具取替事業のところ、平成23年度では375万になって、平成24年度にはなくなっております。

このところで、遊具補修事業は、本来、遊器具の修繕による機能維持とあります。

また、取替のほうは、取替による施設の充実となっております。この違いというか、それぞれの連携、どのような形になっているのか、お聞かせください。

続きまして、別府公園整備事業のところ、先ほどから質問で内容は、一応理解しました。そういった中で、防災機能を備えた公園にしていくという形は、防災管財課の管轄になろうかと思いますが、公園みどり課のほうでこの事業に取り組

まれたというか、また防災管財課と今後どのような連携をとられていくのか、その辺のところをお聞かせください。

続きまして、千里丘三島線道路改良事業であります。

今、三島線のところで、3か所ほど花壇を作ってもらっていると思います。あれは、どのような経緯で、そのような形で作られたのかお聞かせください。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

答弁を求めます。

山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、野原委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

交通指導業務委託料516万円の内容でございますけれども、摂津市違法駐車防止活動及び安心安全パトロール活動の仕様に基きまして、違法駐車重点地域でありますJR千里丘駅東口西と、阪急正雀駅前広場周辺の指導と迷惑駐車防止活動によりまして、鳥飼地域、週2回、行っております。

また、安心安全パトロール活動業務といたしまして、市内5つの中学校の校区を週2回、パトロールいたしております。

この事業につきましては、平成22年度から3か年、債務負担をいただきまして、平成22年度、平成23年度、平成24年度と行っておるものでございます。

次に、自転車利用者指導委託料で1,492万9,000円、平成23年度から165万8,000円減額となっておりますけれども、これは業務仕様の見直しを図っておるものでございます。

次に、市内循環バスの補助金の経緯についてでございますけれども、市内循環

バスは近鉄バスが路線バスとして運行しているものでございまして、昭和46年度から運行補助を開始いたしております。昭和50年度には近鉄バス1社のみになりましたけれども、年間800万円を補助いたしております。平成5年度からは、1,000万円に増額して、現在、運行しているところでございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 狹隘道路整備助成金でございます。平成24年度1,000万円という予算を上げております。平成23年度は300万円の減額をしているという現状を説明させていただきたいと思っております。

平成23年度、1月末現在で、26件の事前協議がございました。このうち、9件が助成に該当するべく、助成金の交付申請を受け付けております。この結果、助成の条件を満たすものがなかったのは17件ということでございます。

現在、助成金の支払い状況でございますが、4月末の時点におきまして、平成22年度から本年度に施工されたという5件の分、及び本年度、平成23年度、助成を受けまして、金額が確定しました。合計2件の、合計7件で、金額にしまして約452万円という形の助成が今年度は決定しております。

300万円の減額の理由でございますが、今回、助成金交付申請を9件受け付けておりまして、7件、助成対象物件が残されていることとなります。

このため、あと年末までの支払い見込みが2件あるものとしまして、1件の助成金の見積もりとしまして、測量費用が50万円、側溝整備等、舗装などの整備費用が50万円という形で、一応、100万円という形を見込んでおりまして、この2件分を残した残りの300万円、

それを減額したものでございます。

平成24年度につきましては、本年度と同じ申請件数、10件分があると見込みまして、先ほど申しましたように、分筆、測量等に係る費用50万円、側溝整備や舗装に係る費用50万円、合計100万円、1件につき100万円ということで、10件分の1,000万円、これを予算計上している状況でございます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、野原委員の1回目の質問にお答えいたします。

まず、緑の基本計画でございますけれども、これを平成22年度にするはずだったのが平成24年度になったという経緯でございますけれども、平成22年度当時でございますけれども、総合計画の見直しをやっておりまして、平成23年度にも、緑の基本計画を要求いたしましたところがあったわけでございますが、CO2の削減計画、これもございまして、結局、平成24年度になったということです。

遅れたことによる弊害につきましては、これから先、平成32年度まで、平成25年度に改定を行いますので、それまでの期間が少し短くなるということでございます。

それから次に、補正予算でございますけれども、公園台帳作成業務委託でございますけれども、約59万円の補正がございます。この業務につきましては、指名競争入札で行っておりまして、その入札差金でございます。

それから、さくらづつみ事業の平成24年度の内容でございますけれども、現在、平成23年度の事業を行っておりまして、これと同様の190メートルを延長いたします。さくらづつみを190メートル延長する。本数にいたしまして、63本

を増やすという計画でございます。

それから、公園等砂場消毒清掃委託料でございますけれども、これにつきましては、平成21年度、平成22年度につきましては、緊急雇用の事業でございます。月1回、通常の砂場業務では2か月に1回の清掃をいたしておりました。ただ、平成23年度から緊急雇用の分がございませんので、これをもとへ戻して、2か月に1回にしているという形でございます。

それから、公園遊具補修事業や公園遊具取替事業などの業務につきまして、施設の補修事業などがあったわけでございますけれども、この業務、フェンスの取替でございますとか補修、遊具の取替・補修などがございました。

これにつきましては、平成22年度、昨年の10月の決算審査の委員会で、単価が少し高いのではないかという御指摘もございましたので、公園遊具補修事業につきましては、取替事業を含めまして、ほぼ同様の作業、例えば補修を予定しておりましたけれども、どうしても補修できなくて取り替えるとかいうものがございまして、その分を足しまして995万8,000円にしているとか、施設の補修事業におきましては、工事請負を入札という形で行ってございましたけれども、それにつきましても同様に修繕料という形であげさせていただいて、経費の効率的な執行に当たる所存でございます。

それから、別府公園の整備でございますけれども、別府公園の整備につきまして防災機能を付加するというので、まず別府公園を整備するというので、一緒に防災機能を付加してはどうかということがございまして、まず別府公園を行っているわけございまして、これから先の公園につきまして、防災機能をつける

かどうかにつきましては、主管であります防災管財課と協議を進めまして、整備に努めてまいります。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上道路管理課参事 千里丘三島線に花壇のようなものが3か所できており、その経緯ということでの御質問にお答えします。

あそこは用地買収が済みまして、その部分をバリカーで囲いまして、そこを管理しておるという状況でありましたが、私の通勤経路でもあり、また面する住宅の方から除草の依頼がありました。除草の依頼を受けていったところが、中は取り壊した後ですので、がらとか、そういうものがいっぱいあって、それで草も抜きにくいと。草刈りをするにも、機械をするにはやりにくいというような感覚で、手抜きの作業を土木維持のほうでやっておりました。

それをやっているときに、付近の住民の方が、鍵を貸してくださいというふうに私のほうに申し出があったんです。いつも来てもらったら大変ですので、私のほうでしますという依頼があったんです。ということでお渡しさせていただいて、どういうふうにするかということを考えておったわけなんですけれども、そのうち何回もあそこを通るうちに、車の出入りのときに大変見にくい状況があったと。

そして、もう一つは、バリケード沿いに歩く人がたくさんおられまして、車道側に電柱が際にありますんで、車道側のほうに飛び出して歩くという状態がありましたんで、危険であるなというところから、何か考えて、今までにはないかもしれないかもしれませんけれども、見ばえのいいものに変えてみてはどうかという感覚で、私どもの発想の上でああいう作業をさせていただいたのが経緯です。

付近の方からは、ここもしてほしいという話はあったんですけども、私どものほうも、そういう長い年月を置かずして次の事業に入るということがわかっておりましたので、では、飛び飛びにでも考えて、御近所の方にお話しして、3か所だけ、見通しのいいような、それでまた、通勤の人たちが通りやすいようにしましょうかということで、ああいう形を考えさせていただいたというのが経緯でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。それでは、2回目、質問させていただきます。

交通指導業務委託料のところではありますが、こちらは平成23年度、平成24年度、平成25年度と考えていたのですが、今、平成22年度、平成23年度、平成24年度ということをお教えいただきました。平成24年度で一応見直しということで、本来、この時期に、吹田市なんかは、民間の業者が行って、違法駐車という形の取り締まりを結構されております。これは3分間停車するだけで、即、罰金を払わされるというような形で、かなり厳しい状況で取り組みをされています。本市ではどのような流れなのでしょう。

また、昼からの業務では、各学校の安全という形で、青パトという業務をされておりますが、今後もこういう形の業務が引き継がれるのか、それとも本来の違法駐車という形の取り締まりだけなのか。これは住宅でも、通報があったらすぐ行ってというような対応もしてもらっていますが、もっときめ細かいような形の、住宅街とかそういう方向に行かれるのか、ふつうの青パトの業務を今後続けられるのでしょうか。多分、平成24年度でま

た見直されてという形になろうかと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

自転車利用者指導委託料であります。

この165万円は、業務仕様の見直しで安くなったという形で、これは結構なことだと思えます。これは以前からもお願いしているんですけど、JR千里丘駅東口は清掃がいろいろな業務の中に入って、ある程度きれいですけど、西口のほうは、やはり地元の人が清掃したりという形のものがあるって、過去からそういう形で、シルバー人材センターがやっていたって、その辺のところは何回も申し入れしているんですけど、本来業務は自転車の取り締まりということで、そこで清掃をすればその業務に支障を来すというような形のことは過去から聞いているんですけど、大きいごみは拾ってもらっているというのはよく見るんですけど、もう少しその辺で、話し合いの中で、どうしてもたばこのポイ捨てが多いので、今、啓発の看板を立ててもらっているんですけど、その辺で実質的にそういう形のもので清掃業務もできるような取り組みができないか、その辺のことをお聞かせください。

それと、この財政状況の厳しい中ですが、補助金を出している路線バスとしての市内循環バスの区域に施設巡回バス、同様のバスの拡充ができるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、狹隘道路の件は、今、そういう形で、大分、市民の方にも根づいてきましたが、まだまだPR不足というか、それをもっと活用してもらって、これが2,000万円、3,000万円と予算が増えるような取り組みを今後ともしていただきたいと思います。

それと、これと関連するというような考え方でありますが、過去平成22年度、私がこの予算審査の委員会で質問させてもらって、ちょうど千里丘31号線、竹の鼻ガードから出てきて、千里丘交番、千里丘小学校の角のところに不法占領された建屋があったのを、地元から平成18年に要望書が出て、何とかしてほしいという形で、過去から、あそこは子どもたちの通学路になって、信号が青になったときに、車が出るときに子どもが飛び出したり通行者が出たりということで、本当に見にくかったところを、平成23年度にそこをきっちりとした形で今、改良していただいて、何もなくなって見やすくなって、子どもたちの安全な通学路になっております。それも地元の方が一部残ったところをきっちり買い上げてもらってそういう形になって、地元の方の協力があって初めてできたと思いますが、行政の方も本当に努力してもらって、そういう取り組みになったと思います。

摂津市内ではまだまだそういう不法占領されている部分もあろうかと思いますが、その現状をお聞かせいただきたいと思います。

緑の基本計画の改定業務委託です。

これも緊急雇用の資金を使って、これの見直しをされようとしているわけですね、国費100%ということは。どういう形の緊急雇用を使って取り組まれるのか、具体的な内容を教えていただけたらと思います。

それと、公園台帳作成委託料ですが、これは115万円の予算の中で、半分以上が減額されています。これは競争入札で、例年同じような金額で推移しておって、場所とか、広さとか、それが小さくなってこのぐらいの予算になっているのか、業者が努力してこれだけの金

額でできるという形でこれだけの差金が生じたのか、その辺のところを教えてください。ありがとうございます。

さくらづつみの植栽工事では、3年で63本を来年も植えるということなんですけど、3年が終わったときに、後、どういう形の事を考えられているのか、教えてください。

公園等砂場消毒清掃委託料に関しては結構です。緊急雇用でこれもやって、ある程度、回数を1回増やしてやったんで、平成23年度以降も緊急雇用ほどの回数にはできないけど、最低このぐらいの金額で推移して行って、市民の方が気持ちよく使っていただける砂場を作っていくという形でやっていくというのは、それで理解できました。結構です。

公園遊具の補修と取替ですけど、これが多分1本化になって、今、言われた修繕料という形の改革というか、その辺で一番使いやすい形の中で改良されて、そういう取り組みの一つの結果で事業を見直して、そういう使いやすいやり方で、今後もそういう改革をしていくという形で、一つのこれは結果だと思えますんで、これは結構です。

次、別府公園の整備事業であります。

これは今後、いろんな公園のところで、やはり一つのモデルとして、またそれぞれの要望が市内でも増えてこようかと思えます。

そういった中で、公園の事情を100%よく理解されているのは公園みどり課のほうなんで、これから多分、防災管財課、今、少し触れていただきましたけど、その水平連携を、今後どのような形で向こうに情報提供していくような仕組みづくりを中で考えておられるのかお聞かせを、できる範囲で結構です、聞かせていただきたいと思えます。

それと、千里丘三島線の改良工事に関する今、川上参事のお答えの中で、そういう形で、自分らで工夫した中で、一応、3か所そういう取り組みをしてもらったということでした。

あそこはまさに摂津市の顔の部分であります。そういう形で、フェンスで囲うよりは、ああいう形でしてもらったほうが、少しでもまちのイメージも上がるということをも私もそう思っておりました。

しかし、市民の方の中では、どっちみち道路にして更地にする部分で、あそこで何であんな金をかけるんだと、無駄とちがうかという声も確かにあります。そういった中でお聞きしておきたいのが、あそこにかかった費用というか、してもらったということは十分理解できますが、もともと、これは先ほど川上参事の答弁でもありましたように、将来的にはあそこはなくすからという話があったんですけど、大体どのぐらいの形で、どのようなものでやられたかというようなことを少しお聞かせいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、野原委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

交通指導業務委託料の内容でございますけれども、迷惑駐車防止活動というものを週2回、鳥飼方面でやらせていただいております。市街地内といいますか、住宅地内でも違法駐車があるんだという苦情も受けますので、そういうところにつきましては、重点的に1か月間、週2回程度回らせていただいで、ステッカーを張るなり広報活動をしながら、違法駐車をなくすための活動をさせていただいております。

委員がおっしゃったように、駐車監視

員の活動というものを警察署長の委託を受けてされているものでございまして、大阪市内で始まったものでございまして、最近では北摂の地域、近隣では豊中市と吹田市あたりまではされておるんですけども、まだ摂津市までは至ってないという状況でございます。

自転車利用者指導委託の中で、清掃ということだったんです。以前もお問いはあったんですけども、実際にも、委員がおっしゃったように、大きなごみは、汚いなと思ったら、指導にかかわらず掃除されているのは目にします。

ただ、小さいたばこの吸い殻なりをシルバー人材センターの方に清掃していただいているんですけども、それを業務というふうに位置づけてしまうと、どうしてもそればかりに気持ちがいってしまうんじゃないかと思えます。本来の業務が疎かになってしまうんじゃないかというところがございます。

ほかの場所でもあるんですけども、私どもの指導と道路管理課のほうでやっているモノレールのところの清掃なんかというのを時間を割り振りしてやっていますんで、そういうことがまた時間割り振りできないかということも一緒になって検討してまいりたいと思っております。

それと、公共施設巡回バスと市内循環バス、市内循環バスの中のルートに巡回バスの拡充ができないかというようなお問いでございましたけれども、公共施設巡回バスは、あくまでも路線バスを補完するものでありますので、その中で競合を避けるために、ごく限られたルートで運行しておる関係上もでございます。

ただ、市から補助金を出して、循環バスも路線バスとして運行しておりますので、これらの補助金のあり方につきましても、検討対象としてやってまいりたい

と思っております。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 市内の不法占用物件の現状はどうかということですが、現在、市内にはたくさんの不法占用物件がございます。どうしてもなかなか減っていかないのが現状でございます。

ただ、現在につきましては、私どもは鳥飼上、鳥飼野々、東別府地区における不法占用物件について、全力を挙げて撤去並びに自主的な取り下げという形を指導している最中でございます。

ただ、こういう占用物件、一番最初からやったらいいんですが、途中から入ってしまいますと、どうしても動かしてもらえない、撤去してもらえないという課題がございまして、もう一つは、今回、千里丘31号線におきましては、道路境界がはっきりしており、だれが見てもこれは道路だと、それを知っていたということが利点になりまして、今回、早期の撤去、2年もかかって申しわけなかったんですが、不法占拠物件の撤去という形につながったと思えます。

今後、新しい道路台帳、電子化の際に境界というものが明確にできるような形を整備しまして、道路の維持管理につなげていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 野原委員の2回目の質問にお答えいたします。

緑の基本計画につきましては、緊急雇用創出事業のお金を使うということにつきまして、緑の基本計画の改定事業の平成24年度の内容でございますけれども、これは現況調査。例えば、緑の量の調査や市民アンケートの集計など、人の手による作業が多いものですから、緊急雇用は適合していると考えられておりまして要望したものでございます。

この事業では、雇用者に対して、集計作業に使用しますパソコンへの入力や集計作業などについての講習も予定しております。緊急雇用に要する人件費が事業費の50%以上であれば、補助率100%となっております。

次に、公園台帳の委託業務ですけれども、これにつきましても半分以下になっているということでございますけれども、公園台帳業務とかコンサルタント業務につきましても、かなりの部分、人件費が占める割合が多うございまして、ほかへの発注というのは非常に少のうございまして、ですから、企業といたしまして非常に努力しようと思えばできるという形で、この形になったものと考えております。

それから、さくらづつみの3年後、終わった状態でございますけれども、現在行っております誕生記念植樹祭、これの植樹場所にも少し困っている状態でございます。今、行っていますさくらづつみにつきましても、神安土地改良区の管理の水路の方に植えている状態でございます。ただ、そういう場所はほかにもあろうかと思っておりますので、今年から行います緑の基本計画の中で、また、このような目玉になるような植樹とかを考えてまいりたいと考えております。

それから、別府公園の整備の防災管財課との水平連携でございますけれども、なかなか防災倉庫を置くとか、ベンチを置くとかいうのも場所が難しいと、どこでも作ればいいという形のものではございませんので、公園の広さがこれでは少し無理だとか、そういうふうな協力をさせていただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上道路管理課参事 花壇の製作にどれぐらいかかったのかということなんですけれども、あの部分に使用されている材

料は、コンクリート、材木、竹があります。あと花が植わっております。

コンクリート製品については、今、在庫しております、余り使われておられない量の多いものを使用させていただきました。木材については、神安土地改良区のほうの三箇牧にたくさんあるのを知っていただきましたので、そこからいただき、利用させていただきました。竹については、正月前でしたので、知り合いのところに依頼をしまして、竹をいただきました。花については、公園みどり課のほうに余っているものがないかということで、材料を調達させていただきました。

そして、あと現地盤高の今、でき上がっているのは、当初の現地盤高とほぼ一緒です。その上を真砂で覆って、見ばえのいいような形にした状態です。

材料費としては、さほど費用はかかっておられないんですけども、人件費としては、あの3か所で大体50万円前後ぐらいかなというふうな計算ができると思います。そういう状況のお金のかけ方をさせていただきました。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ありがとうございます。本当に創意工夫した中で、そういう取り組みをしてもらったということは、多分、あそこを通られる市民の方は、そういう現状は御存じないと思います。きれいになったということは御存じだと思いますが、そういう形で工夫してやっていただいているということは一定理解できましたので、今後ともそういう形の取り組みをしていただきたいとお願いしておきます。

先ほどの公園台帳作成業務委託のところでの契約なんですけど、それは入札する形なんです、例えば、同じ面積で同じものをそういう形に入札という形に出され



たときに、業者がこの値段でできるんやったら、これが基準になる形に、私個人ならそういう感覚になるんです。

それをわざわざ115万円で積算しなくても、例えば60万円ぐらいで予算計上をしておけば、そのぐらいの金額でできてこようかと思うんですが、たまたまこの金額が、場所が狭かったり、調べる対象が少なかったりというんだったら話は別なんですけど、毎年115万円計上されて、同じ広さのところを見て、何が何個あるというような同じような作業をして、たまたまこの業者が当たったから、これだけ安くできた。それが多分、後で検証はされていると思うんですけど、この業者はこれだけの値段でできるんやったら、来年以降もそういう形のもので今後できると思うんですけど、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思うんですけど。

それと、先ほどのところの別府公園のところで、今後、そういう形で防災管財課との連携の取り組みのところで、それぞれの公園の利用について、情報提供は、今後、そういう形でしていただけるかと思えますので、そこの連携はよろしくお願いいたします。

それと、バスに関してであります、市民の満足は、100%は無理かもしれませんが、可能な限りの公平性を目指していただき、現在の現状より少しでもよくなるバス路線網の構築をされるように、今年中には、ある程度、遅れることなく、そういうような結論を出していただけることを要望しておきます。

○山本靖一委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 野原委員の3回目の質問にお答えいたします。

公園台帳作成委託料の件でございますけれども、この公園台帳につきましては、

毎年、複数者から見積もりをとっております。大体、毎年同じぐらいの値段になっております。ですから、今年がたまたま安かったという形だと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 たまたま安いのはいいですが、これが一つの基準になる、これが粗悪な調査の仕方とか、そういう形だったら話は別ですけど、たまたまじゃなくて、やっぱりこういうところをきっちり精査していただいて、あくまでも市民の皆さんの税金を使って、そのお金を1円も無駄にすることなく使うという形の取り組みをしていただきたいんです。

また、先ほどの狭隘道路のところの不法占拠であります、「先に作ってしまったら勝ち」みたいなところで、あとそういう形でできないという、初めのまちづくりのところはどう取り組むかという形、またそうなったときでも、きっちり指導できるというような形をとっていかないと、やったもん勝ち、やり得だという形は認められないところだと思うんです。やはり悪いことは悪いと。そういうことに関してはきっちり指導していくんだというような決意を表明していただきたいと思えますので、最後に、小山部長のほうで一言、その辺の決意をお示ください。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 公園台帳作成委託料の件につきましては、入札に業者が入った時点で、企業努力で安く落とされていることも考えられますので、全般的に単価を見直すということはなかなか難しいのかなと思っています。

ただ、そういうことも考えながら、これからの発注の方法とか、そういう積算の方法、現状を見た中で何ができるのかということを検討してまいりたいと思っ

ております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 いろいろ答弁していただいたんですけども、もう少し質問しないといけないと思ひまして、ちびっこ広場の件でございます。

続きになりますけども、千里丘東1丁目のところの住宅の関連で、道路があるので、それは3,000平米以下で、今回は必要でないということでの判断でしたけども、開発指導要綱の中に公共空地というのがありまして、開発区域の面積が3,000平米未満の場合でも、その開発区域に隣接し、同一開発者または同一土地所有者により開発行為を行い、その開発行為が、最初の開発行為の完了が2年未満で、かつ開発区域の総面積が3,000平米となる場合は、同一業者の事業とみなすという項目がありますけど、これに今、道路があるから当たらないんだということでしたけども、道路も拡幅工事をしていることによりまして、これはどう見ても一体の開発にしか見えないということで、しかも3,000平米と規定しているというのは、市として、3,000平米を超えた分については何らの広場を子どもたちのために、ちびっこ広場なりの広場が必要だという基準のもとに決められていると思うんです。

逆に言うと、いろんな業者が入って、3,000平米に満たないものがあつたとしたら、その部分には市が責任を持って設置をしなければいけないという考え方だと思うんです。それを開発のときに提供してもらおうというのがこの要綱による基準だと思うんです。

緑の基本計画の中にも、ちびっこ広場の状況で書いてあります。だから、非常に重要視していると思うんですけど、それが非常に曖昧になっていて、しかも千

里丘東1丁目の地域は、もともと旧の村の部分なので開発が少なく、作られたちびっこ広場は少ないです。唯一あそこにあつたんですけど、それもなくなってしまったということもありますし、そういう意味で一遍、開発指導要綱の、今までこれも1回改正されていると思うんですけども、その辺の経緯と、今、私が言ったような、確かに都市計画法では、道路でそういうように分断されているということがあつたとしても、摂津市としては、3,000平米以上になると公園みたいなもの、ちびっこ広場が要るんだという考え方があるんだから、しかも、道を隔てて、同じ業者が同時に開発している。それで要りませんという判断でいいのかどうか、一遍ご答弁をいただきたいと思うんです。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築課長 委員のご指摘のとおり、開発指導要綱の後の開発ということで聞いております。ただ、地元の経過の中で、無接道の隣接地がございます。それを救済するためにそういう手だてをとつたというふうに聞いております。

奥に無接道地がございます、その開発地でフェンスで封鎖されていたような状況がございます、それに接続するために、奥の道路とか奥の通路に下水管とかを整備するために、条件を、ちびっこ広場云々ではなく、奥地の整備をするために、救済するために、一括開発の分を3,000平米未満で区切つたような状況でしたようなことは聞いております。

○山本靖一委員長 開発指導要綱に照らしてどうなのかということをお聞かれますから、その点できちっと、業者とどういった接触をしてきたか、指導してきたか答えてください。

この場で暫時休憩します。

(午後4時 8分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

林課長。

○林建築課長 府の都市計画の開発基準に基づいて、3,000平米以下ということで指導させていただいたような状況になってございます。

○山本靖一委員長 この場で暫時休憩します。

(午後4時11分 休憩)

(午後4時15分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

藤浦委員の質問については、理事者のほうにおいて、過去の経過も含めて、きちっと精査をして答弁していただくようにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 また答弁をもらおうとします。先ほども言いましたように、3,000平米を超えたところでは、ちびっこ広場が必要だという考え方が根底にあって、さっきの緑の基本計画の根底の話だということになりますけど、なくなっている以上は、市としても、何か方向性を考えていく責任があるのではないかということをお願いしたかったわけですが、それもあわせて次のときに答弁していただきたいと思います。

それと、先ほどと全然話が違いますけど、言い忘れていたところがありますので、一つは、JR千里丘駅西口のエレベータ設置事業ですが、協議が整いましたら、しっかりと地元説明を住民に周知するために、一刻も早く、決まった段階で果たしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、先ほどの緑の基本計画と住宅マスタープランと、それから都市計画

マスタープランの策定について簡単に言いましたけども、要は、市民レベルで作って、きちっと検証していく、そういう組織も必要ですから、それも市民を交えて検証できるように、推進していただけるように、組織もあわせて作っていただけるように、作ったらそれがちゃんと実行できるようにチェックして、そして目指していくというスタイルを作ってくださいと、これも要望でつけ加えておきたいと思います。

○山本靖一委員長 議案第1号、及び第9号については、質疑はこの程度にとどめておきます。

暫時休憩します。

(午後4時17分 休憩)

(午後4時19分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第18号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、議案第18号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

自転車は、道路交通法の中で車両と位置づけられております。よって、道路交通法が適用されているわけですが、その認識がほとんどない現実があります。それは自転車を運転するのに免許制度ではない上に、その利用者が小さな子どもからお年寄りまで、幅広い利用者であることなどが考えられます。

近年、エコの感覚などから利用者が増えている現状で、その分、事故の確率も上がっていくものと考えられます。幸い摂津市におきましては、死亡事故につながる大きな事故は発生していませんが、本条例を制定することによりまして、自転車利用者が安全運転に対する認識を高

めてもらい、事故を未然に防いでもらうことなど、安全・安心な市民生活の向上に資するため提案させていただくものでございます。

それでは、各条文につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1条では、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の安全利用を促進することの目的について規定しております。

第2条は、道路交通法に規定する自転車の定義及び関係団体の定義を明記しております。

第3条では、この条例の目的を達成するため、市の責務を明記しております。

第4条では、道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めるよう、自転車利用者の責務を明記しております。

第5条では、家庭、職場、学校、地域社会などにおいて、自転車の安全な利用に自主的に取り組むよう、市民の責務を明記しております。

第6条では、自転車利用者に対する意識啓発や施策協力するよう、関係団体の責務を明記しております。

第7条では、自転車利用者に対する点検整備啓発や施策協力するよう、自転車小売業者の責務を明記しております。

第8条では、自転車の安全な利用方法について、学校教育法に規定する学校に在籍する者の理解が深まるよう啓発に努めるなどの、学校長の責務を明記しております。

第9条は、市、市民、警察署等の連携による自転車交通安全教育を明記しております。

第10条では、自転車の安全な利用に関する活動を自主的に行う場合の関係団

体への支援を明記しております。

第11条では、自転車の安全な利用方法について市民の理解が深まるよう、広報及び啓発を行うと明記しております。

第12条では、自転車に関する事故を未然に防止するため、指導または警告することができることを明記しております。

第13条では、前条の規定による措置をとった場合など、特に必要があると認めるときの警察署長への協力及び検挙措置などの要請をすることができることを明記しております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先日の代表質問でも随分議論がありましたけども、何点か確認をしておきたいと思います。

まず、第3条の自転車の安全な利用に関する施策というところで、安全に利用してもらうための責務や施策というのはここに表記されていますけども、一番根本になるのは、去年10月に警察庁が通達を出して、道路交通法上、自転車が車両であるということで、3メートル以下の歩道については、自転車は車道におけるという通達を出しました。

摂津市の現状からいうと、それができないということになりますと、今度は自転車が危険にさらされる、そういう道路が多いわけです。車道の幅が狭い道路が非常に多いということで、一つの方法としては、こういうモラルをしっかりと守ってもらって歩道を通ってもらうということになりますけど、一方で、市としては道路の改良、自転車も安全に通れる改良

を長期的にしっかり取り組みをしていかないといけないと思うんです。

短期的には、この間、答弁がありましたけども、車道幅を縮めて、歩道部分に色を塗ったりするとかいろいろありましたけども、それも一つの方法かもしれませんが、やっぱりもっと大きくすれば、摂津市の全域に渡って、それは優先順位をつけなあかんと思います。

当然、バリアフリーの関係と同じように、人通りの多いところがまず優先というような優先順位をつけながらになりますけども、そういう長期計画を作るということが大事だと思うんですけど、その考え方について、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、第6条の2のところに、関係団体は、市または所轄の警察署が実施する、自転車の安全な利用に関する施策というのがありますけども、いろいろとこれも具体的には、交通安全教室とかいろいろなものがあると思うんですけど、その担い手として、これも言いましたけども、警察の方は当然ですけども、職員の皆さんも我々も、まずしっかりと交通ルールを守れる、遵守をして、手本になるような立場になっていくことが大事だと思うんです。

この間、道路を走っていましたが、スポーツサイクルが車道をずっと走ってはりまして、車がとまっていて邪魔になるんです、危ないんです。それを見たときに、パッと手を横へ出して、僕らも子どもときには習いましたけど、出るよというか、曲がるよという信号なんです。手信号を出すんです。そういったことも含めて、しっかりと手本になるように、町中をそういうふうにしていくということが大事だと思うんですけども、そういう施策についてどうですかということが

2点目です。

それから、第7条です。自転車の小売業者にも責務を課しておられますけども、私が住んでいる千里丘なんかは、吹田市の店で買うことが多いんですけど、やっぱり市外のお店にも摂津市はこういうことをやっていますからと協力を求めるべきであると思いますけども、その辺について答弁をお願いします。

それから、市外の人が、千里丘なんかは特に吹田市が多いんですけど、摂津市だけで吹田市は関係ないというわけではあかんと思いますから、この辺はやっぱり頑として、市外の人までも啓発できるような街角でのわかりやすい啓発活動が必要だと思いますけども、その辺も含めてどのように考えていただけるのか。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、藤浦委員の自転車安全利用倫理条例にかかわる質問にお答えさせていただきます。

まず、第3条の市の責務の内容でございますけれども、安全に対する施策ということでございます。長期的に言えば、自転車道路を整備することは必要かと存じておりますけれども、今現状の中ですぐにすることは、やはりなかなか難しい状況です。長期計画を立てて道路整備ということでございますけれども、その中で、通行区分を分ける方法を今、考えておるところでございます。それによって安全が図れるんじゃないかなと思っております。

それをしたところ、先ほど委員がおっしゃったように、駐車帯が、自動車が駐車することによってレーンをふさぐことにもなりますので、それに関しては、警察のほうにも協力を要請してまいりたいと。警察、市が一体となって進めていきたいというふうに思っておるところで

ざいます。

2番目の第6条の2についてですけれども、私ども摂津市交通安全推進協議会という団体の事務局をさせていただいておりまして、市以下55の団体、学校長、私立の学校も含めて、その団体に入っただけでなく、交通安全自動車協会、また各支部の皆さんにも参列していただいております。その中で、自転車の安全利用に関して、毎回、何とかできないものかというお声も十分聞いております。それぞれ啓発に際しても一緒になってやっていただいておりますし、通学での啓発だとか指導につきましても、学校からも出ていただいておりますし、生徒・学生も出ていただいております。それをまた続けていくのと拡大、さらなる展開もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

第7条の小売業者につきましても、まずは市内の業者、8から10程度あると聞いておりますけれども、そちらに、こういうことをしましたんで、保険等の加入についても、整備についても協力したいというふうに回っていかうかなというふうに思っておるところでございます。

また、自転車安全教育につきまして、財団法人全国交通安全協会というものが行っております自転車安全教育指導員養成講習講座というものが開催されております。ちょうど先日、そういうことがあるという情報を得ましたので、職員2名が講習に参加しまして、その講習を受けて認定証というものを受けております。そういうことも進めております。そういうものがまた講習がありましたら参加して行って、指導できるような形を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 第3条のそれは応急的な部分と長期的な部分も含めて、しっかりと展望、計画をしっかりと持ってもらいたいと思います。すぐはできません、長期的にはできますというスタンスを持つことが大事だと思うんです。ということで、これはまちづくり全体にかかわる問題だと思いますので、そういう意味ではよろしくお願ひしたいと思います。

それから、職員の皆さんが手本となるということで、結構、業務で、皆さんが自転車でいろんなところへ行っている姿が見えますけども、この人たちがルール無視したら何もならないので、職員が本当にちゃんとルールを守って、手本となる自転車の乗り方をしてもらうことがまず一番最初だと思うんです。私も自転車でいつも来ていますから、信号無視しないようにということで心がけてやっているんですけども、できるだけ車道を通るように心がけてやっています。そういうことで、そこがまず基本になると思いますし、また推進協議会の皆さんにおかれましても、その次に続いていただけて、手本になる自転車の運転をしていただくということも大事だと思いますので、お願ひしたいと思います。

それから、先ほど質問をするのを忘れてましたけども、条例が制定されて、推進をしていくという段になって、これもまた協働になりますが、市民レベルでやっていくということが非常に大事だと思いますし、また、これから改正案やいろんなものも含めて、またアイデアもいろんなものを出してもらうことも含めて、そういう市民団体による推進ができるようなスタイルというんですか、そういうものを作り上げていくことが大事だと思います。

ます。

これは代表質問でも言いましたけども、自転車会議というようなものを設定して、例えば、自転車環境の改善なんかについてもいろいろと意見を出してもらおう。それを参考に、また市としても改善のためにやっていくとか、当然、自転車のルールの徹底なんかにもいろいろアイデアを出してもらったらいい。実際に推進する側に立ってもらおうというような意味で、自転車会議というものを提案しておきたいと思いますので、これは要望で結構でございますので、ぜひまた検討していただきたいということで、質問を終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 第2条の第1項で自転車の位置づけが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11条の2に規定する自転車を言うということで、道路交通法は私は今、手元にありませんし、この機会に聞いておきたいと思うんですけども、自転車については、昭和35年の法律のときには、電動機付自転車というものがその中に含まれておるのか、そういうことについてこの機会にお聞きしておきたいと思います。

それと、基本的には、自転車は車道を走るということになっています。だから、第4条の2の1、歩道を通行するときは、歩道の中央から車道よりの部分を徐行し、歩行者の側方を通行するときは安全な間隔を保つとともに云々とあるんですけども、要するに、歩道が一定の幅があるときには自転車が通れるということもありますけども、例えば、お年寄りは歩道の幅員が確保されておらない場合でも、65歳以上になれば歩道を走れるということになっていると思うんですけども、

その辺のお年寄りに対する指導徹底を図るということについては、この条文の中には入っておるんか、入っておらないのか、その辺のことをちょっとお聞きしておきたいと思うんですが。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、木村委員の質問にお答えさせていただきます。

道路交通法上の自転車ということなんですけれども、自転車の用語の意味でございまして、第2条の11の2に、自転車のペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）とあって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）という表現になっておりますので、補助付の電動自転車は自転車に含まれるというふうに解されません。

先ほど委員がおっしゃったように、自転車通行可の歩道がございまして。その場合は、自転車は車道寄りのところを走ってください。そのときでも横に歩行者がおられるときは、徐行するなり注意をして通ってくださいということで明記されています。要は、人に思いやあって、そういうときは気をつけるということに基づいたものでございまして。

お年寄りにつきましても、高齢者、子ども、13歳未満の子どもは歩道を通ることができます、自転車通行可でなくても、ふつうの人でも、身の危険を感じたときは歩道を通ることが可能になってございまして、それでも、それぞれ歩行者が優先でございまして、今、自転車が我が物顔で走っているところがあるので、歩行者を優先して通るんだというこ

とをあげさせてもらっていることご  
います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わ  
ります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散  
会いたします。

(午後4時37分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定によ  
り署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 原 田 平